

# 鳥取県男女共同参画白書

～令和5年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－資料編－

鳥 取 県



# 目 次

## データで見る男女共同参画の現状

### 鳥取県の人口と世帯 . . . . . 1

- (1) 人 口 1.人口の推移/2.年齢3区分別人口の推移
- (2) 世 帯 1.一般世帯数、1世帯当たり人員の推移/2.一般世帯の家族類型別世帯数の推移
- (3) 人口動態 1.「合計特殊出生率」全国との比較/2.「出生・死亡」全国との比較/3.「婚姻・離婚率」全国との比較/4.年齢階級別未婚率

## 「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」基本テーマ

### テーマA 誰もが活躍できる環境づくり . . . . . 5

- 1.女性の働き方についての考え/2.女性が働き続けるために必要なこと/3.「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況/4.職場における男女平等感/5.年齢階級別労働力率/6.女性の年齢階級別労働力率の経年変化/7.男女別就業率の推移/8.夫婦とも就業者である世帯の推移/9.雇用形態別雇用者数の推移/10.一般労働者の月間所定内給与額/11.短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与額/12.産業大分類別就業者数/13.従業上の地位別就業者数の推移/14.農業委員に占める女性の割合/15.女性認定農業者数の推移/16.家族経営協定締結農家数/17.議会議員における女性割合の推移/18.審議会等委員における女性割合の推移/19.自治体管理職における女性割合の推移/20.教員における女性割合/21.自治会長における女性割合/22.消防団員における女性割合

### テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり . . . . . 16

- 1.母子保健関係指標の推移/2.人工妊娠中絶件数の推移/3.保健所における HIV 抗体検査・相談受付件数の推移/4.死亡原因の内訳/5.がん検診受診率の推移/6.65歳以上の要介護等認定者数/7.障がい者雇用率の推移/8.性的マイノリティへの認知と理解/9.ひとり親世帯の就業状況/10.ひとり親世帯の年間収入/11.ひとり親世帯の世帯構成/12.ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験/13.性暴力の被害経験/14.性犯罪の認知件数/15.DV相談件数、一時保護数の推移/16.男女共同参画センターにおける男性相談の推移

### テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり . . . . . 23

- 1.「男性は外で働き女性は家庭を守る」という考え方について/2.家庭生活における役割分担について/3.社会通念・慣習などにおける男女平等感/4.子ども会役員における男性の割合/5.男女有業者の週平均生活時間/6.男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なこと

詳しくは令和6年9月発行の「令和5年度男女共同参画白書（本編）」をご覧ください。

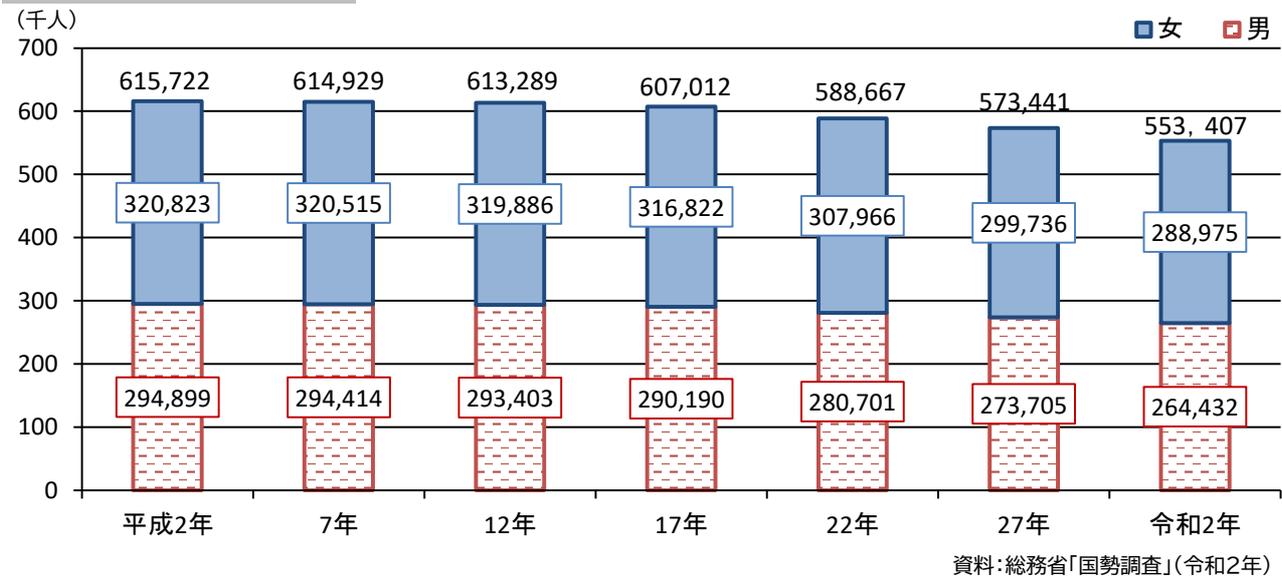
# データで見る男女共同参画の現状

## 鳥取県の人口と世帯

### (1) 人口

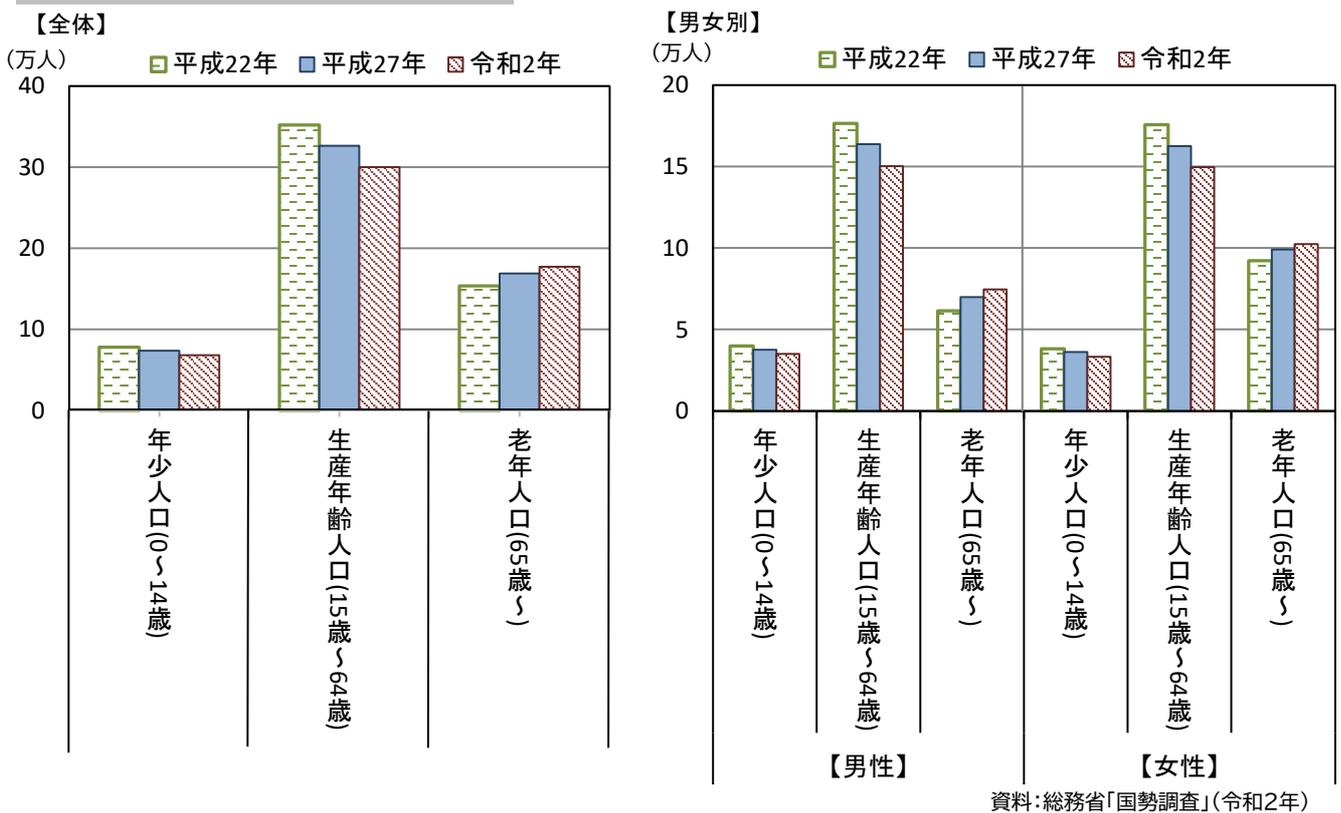
令和2年の国勢調査によると、本県の人口は553,407人で平成27年に比べ20,034人減少している。男女別に見ると、女性が288,975人、男性が264,432人で、女性が男性より24,543人多い。

図(1)-1 人口の推移



令和2年の本県の年齢区分別人口は、男女ともに老年人口が増加しており、年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)はともに減少し続けている。

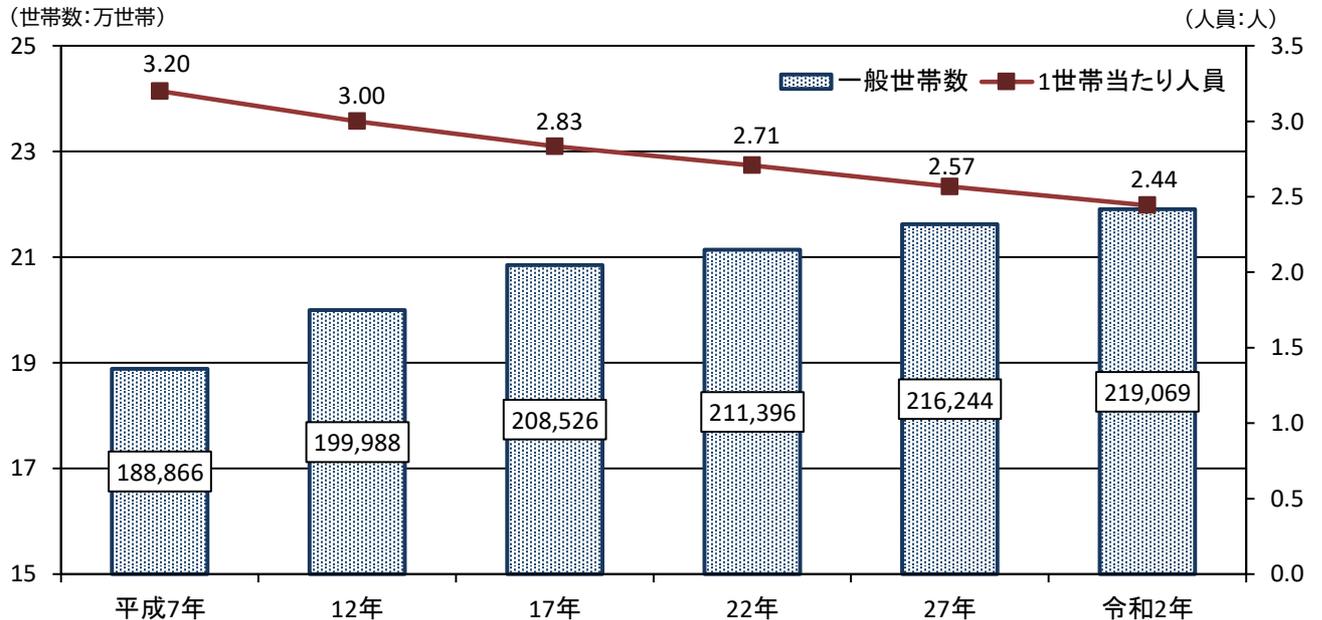
図(1)-2 年齢3区分別人口の推移



## (2) 世帯

令和2年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は平成27年に比べ2,825世帯増加しているが、1世帯当たり人員は0.13人減少し2.44人となり、世帯規模の縮小は続いている。

図(2)-1 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

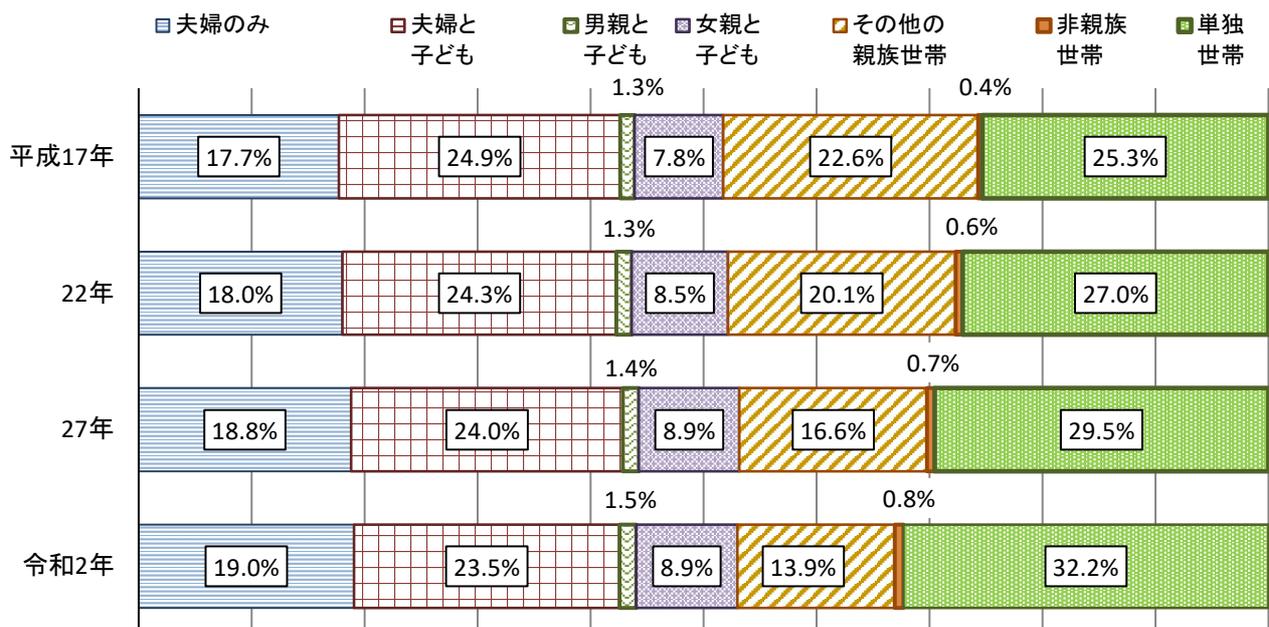


(注)一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和2年の本県の一般世帯の家族類型は、平成27年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」の割合は0.5%減少しているが、「男親と子どもから成る世帯」、「単独世帯」の割合はともに増加している。

図(2)-2 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



(注)その他の親族世帯:2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

非親族世帯:2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

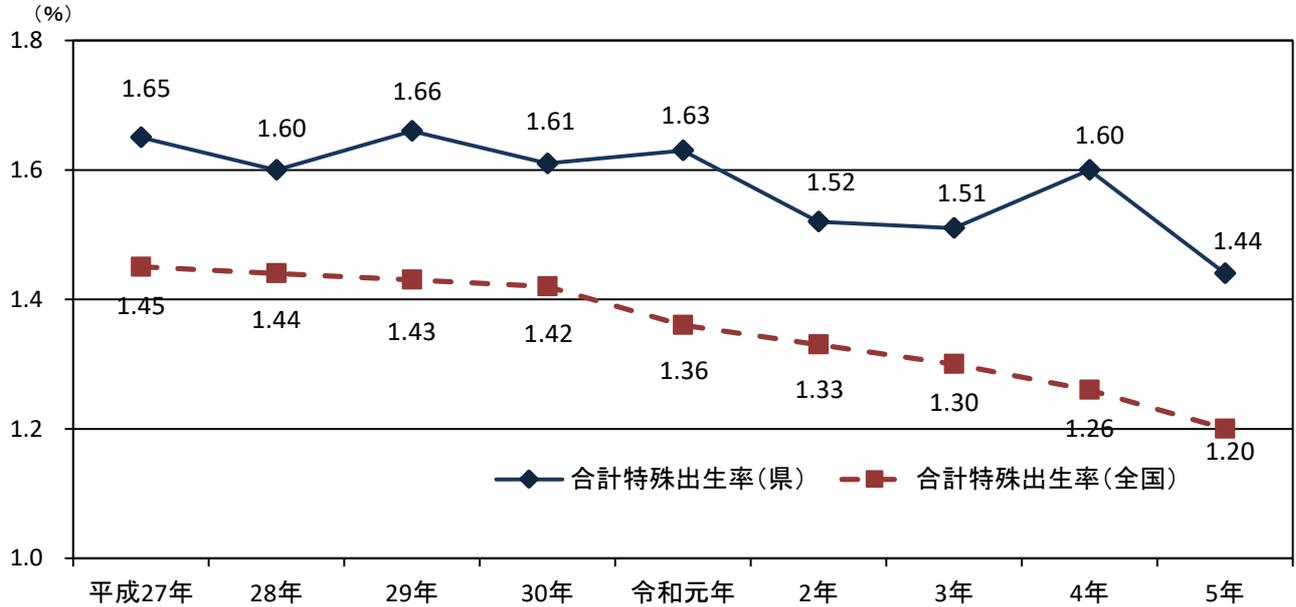
家族類型不詳を除く数値のため100%にならないものもあります。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

### (3) 人口動態

令和5年の本県の合計特殊出生率は、前年より0.16ポイント低下し1.44%であったが、全国を上回って推移している。

図(3)－1 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)



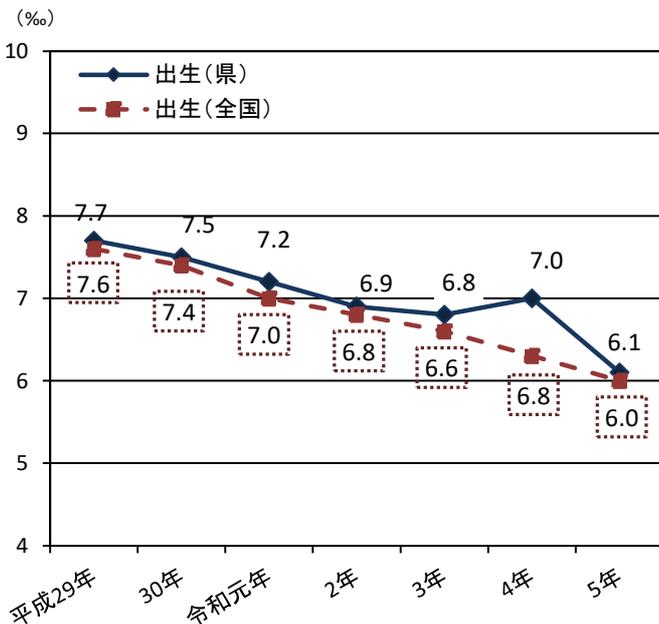
(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

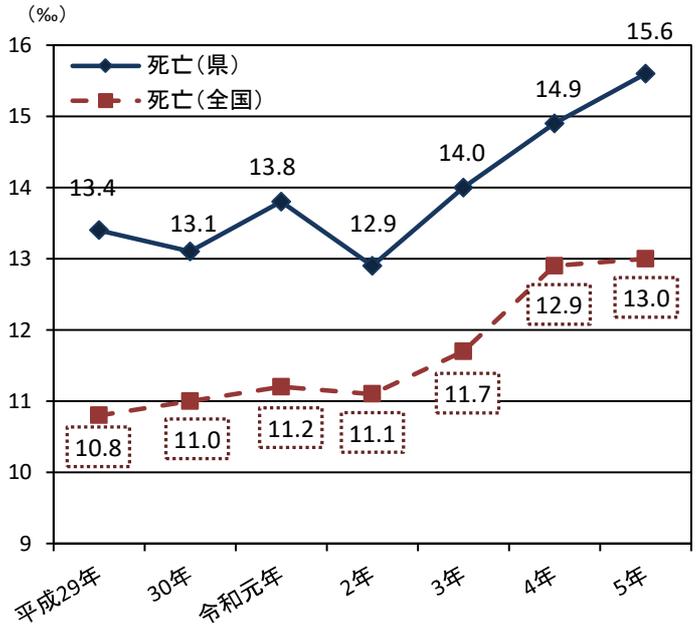
令和5年の本県の出生率は前年より0.9ポイント低下し6.1%であった。死亡率については0.7ポイント上昇し15.6%であった。

図(3)－2 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

【出生率】



【死亡率】

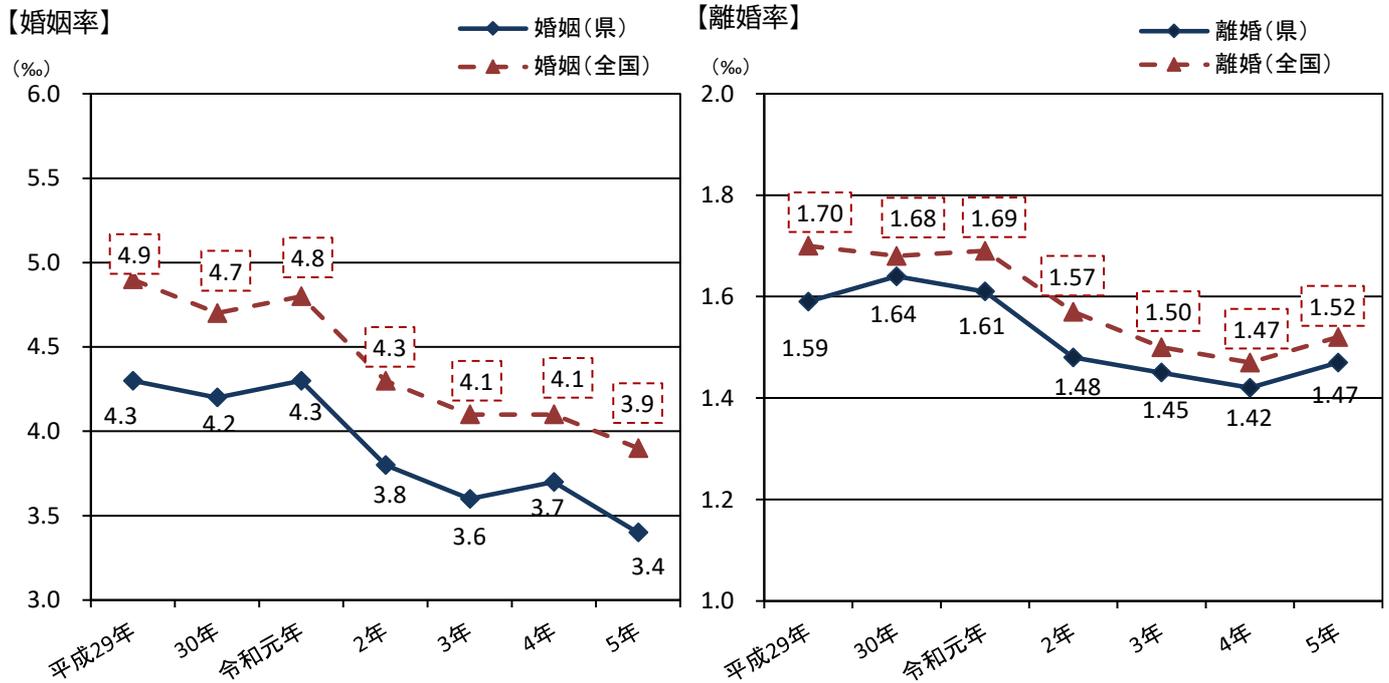


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

令和5年の本県の婚姻率は前年より0.3ポイント低下し3.4%であった。離婚率は0.05ポイント上昇し、1.47%であった。

図(3)-3 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

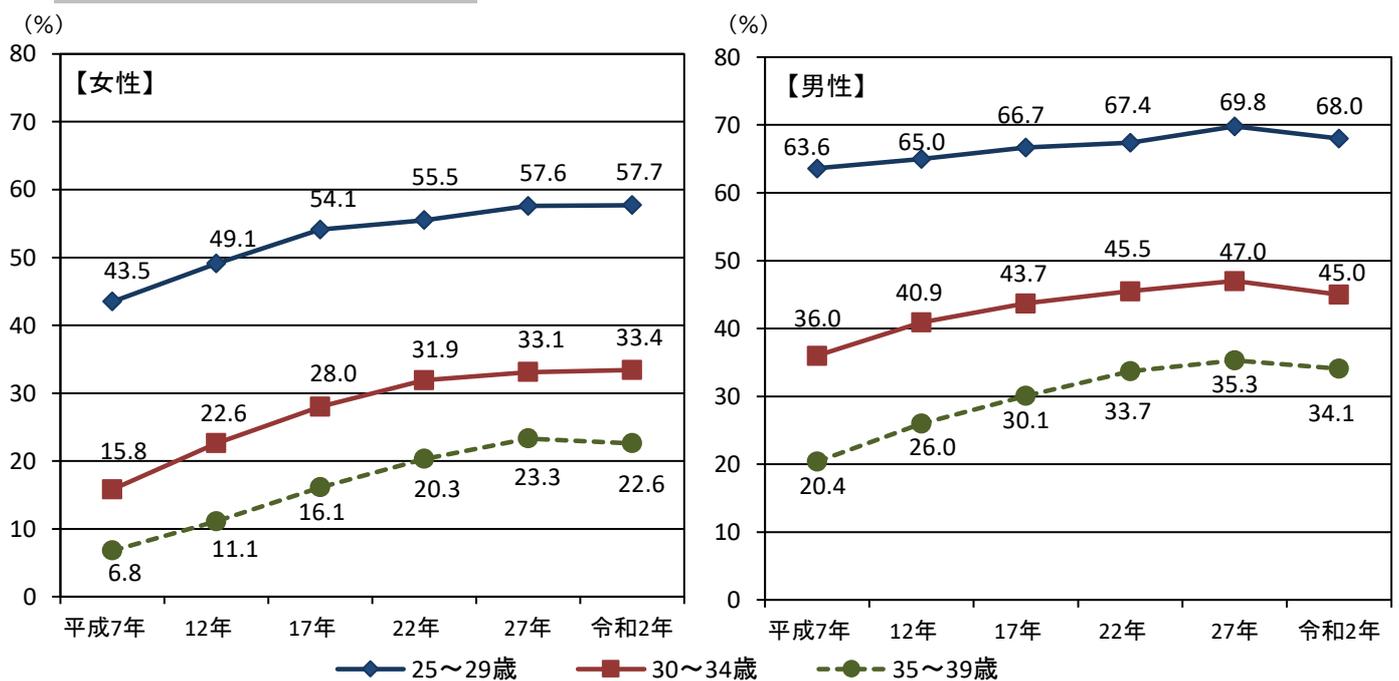


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

令和2年の本県の年齢階級別未婚率は、25～29歳の女性は0.1ポイント上昇し、30～34歳の女性は0.3ポイント上昇したが、35～39歳の女性と男性においては低下した。

図(3)-4 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

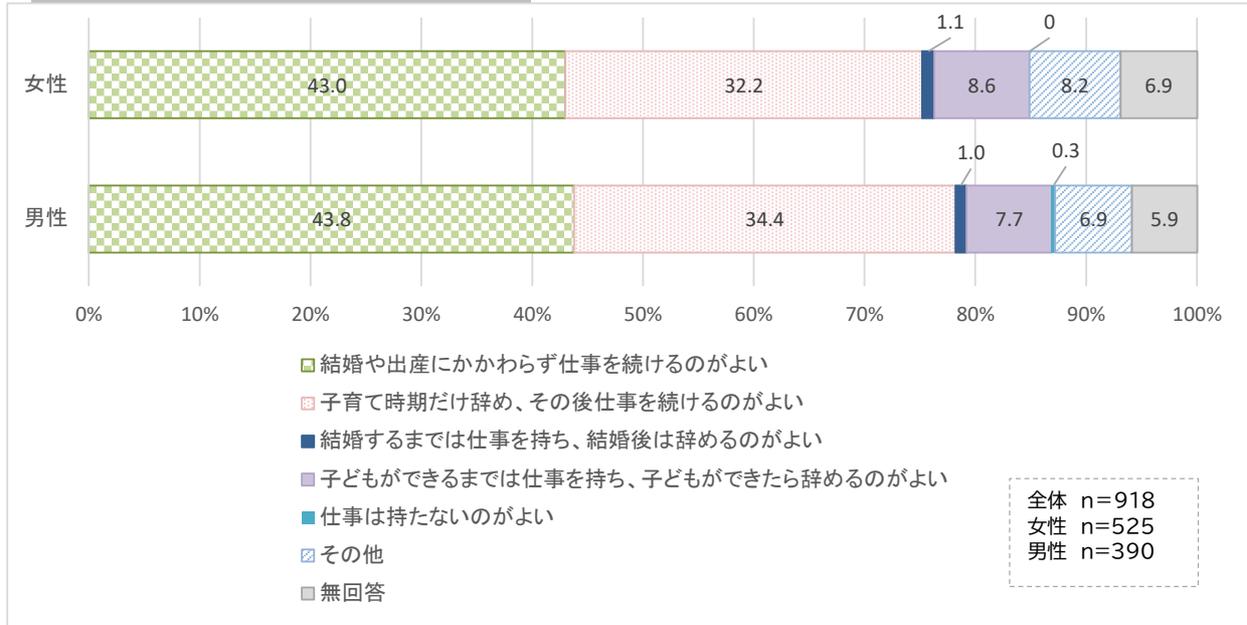
# 「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」基本テーマ

## テーマA：誰もが活躍できる環境づくり

### 【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

令和6年の意識調査によると、女性の働き方について、男女ともに「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるのがよい」と答えた人の割合が最も高く、「仕事は持たないのがよい」が最も低くなっている。

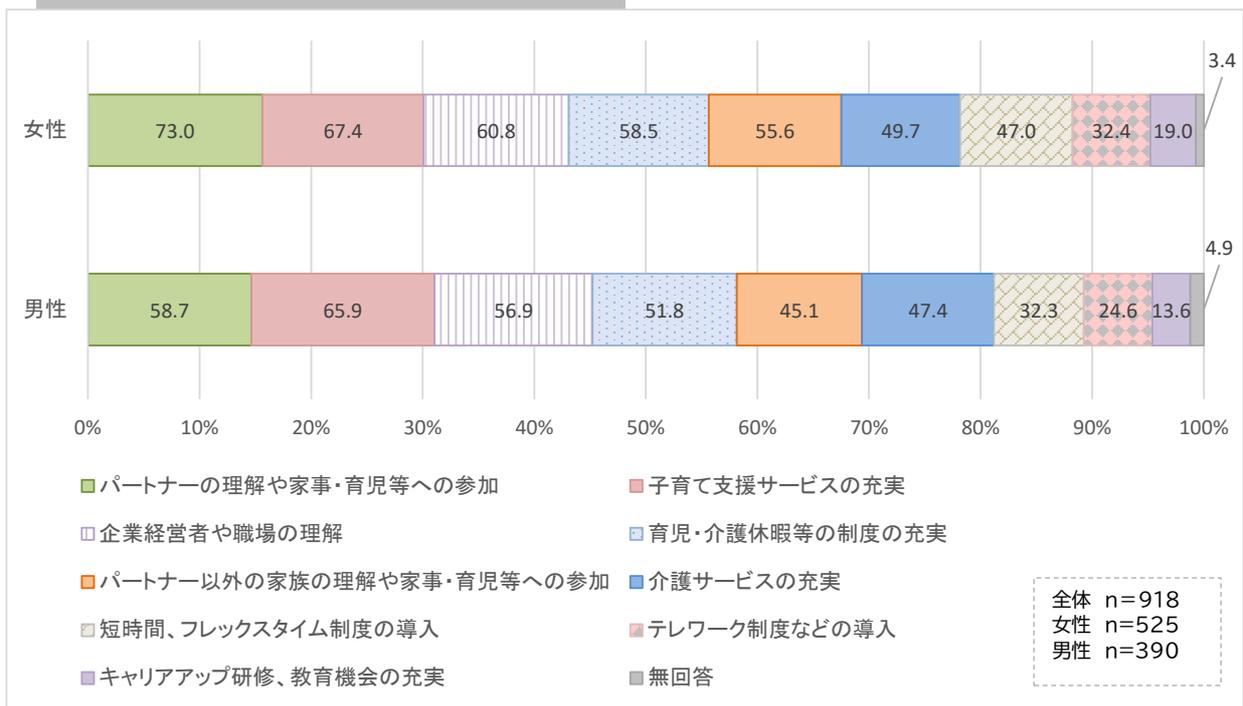
図A-1 女性の働き方についての考え



資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和6年の意識調査によると、女性が結婚・出産・育児・介護によって退職せずに働き続けるために必要なことについて、女性では「パートナーの理解や家事・育児等への参加」と答えた割合が最も多く、男性では「子育て支援サービスの充実」と答えた割合が最も多くなっている。

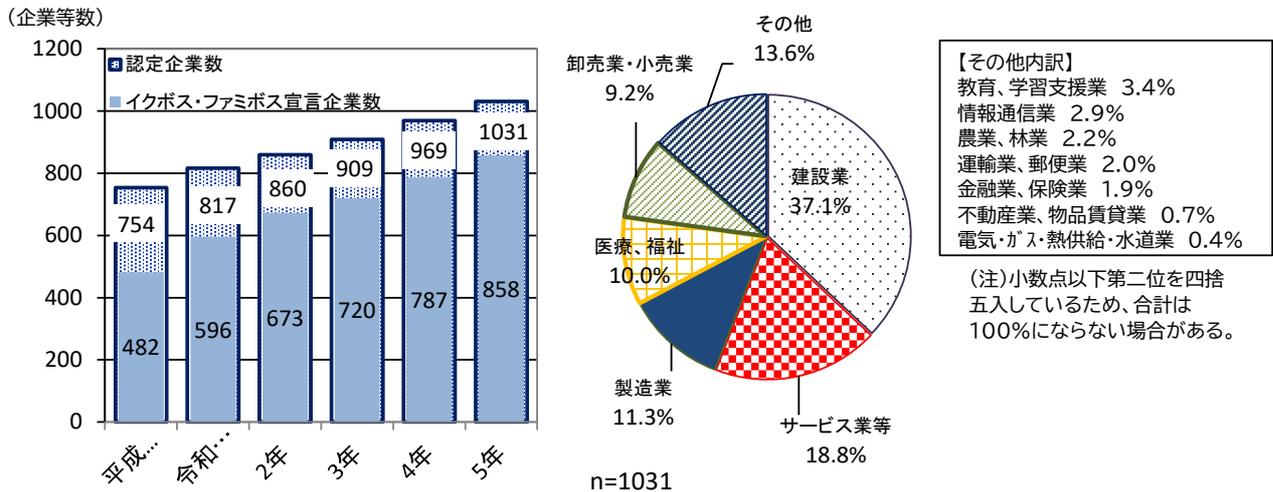
図A-2 女性が働き続けるために必要なこと



資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は1,031社(令和6年3月31日現在)であり、令和5年度の認定数は62社であった。業種別では建設業に加え、サービス業、製造業などにも広がっている。また、男女共同参画推進企業のうちイクボス・ファミボス宣言企業数は、858社となり前年より71社増加した。

図A-3 「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況

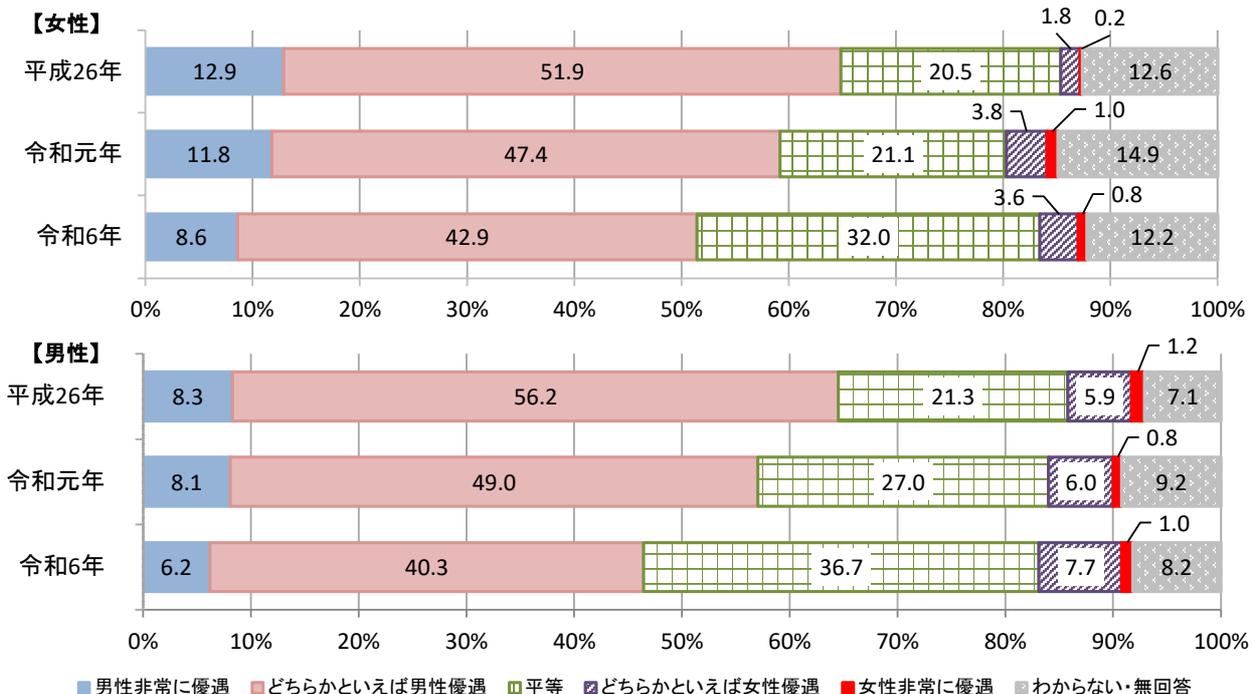


※イクボス・ファミボスとは長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する経営者、管理職を言う。

資料:鳥取県女性応援課調べ

令和6年の意識調査によると、「職場における男女平等感」について、女性も男性も5割近くが「男性が優遇されている」と感じているが、「平等」と感じる割合は前回に比べて増加している。

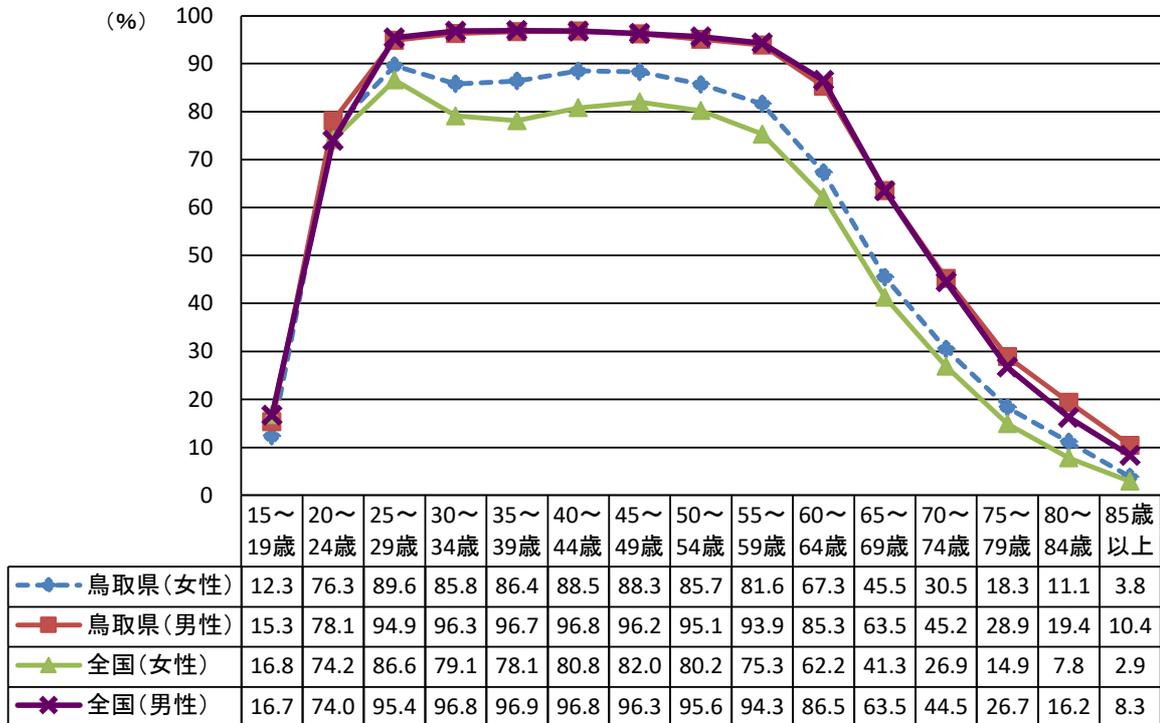
図A-4 職場における男女平等感



資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和2年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が見えがえる。

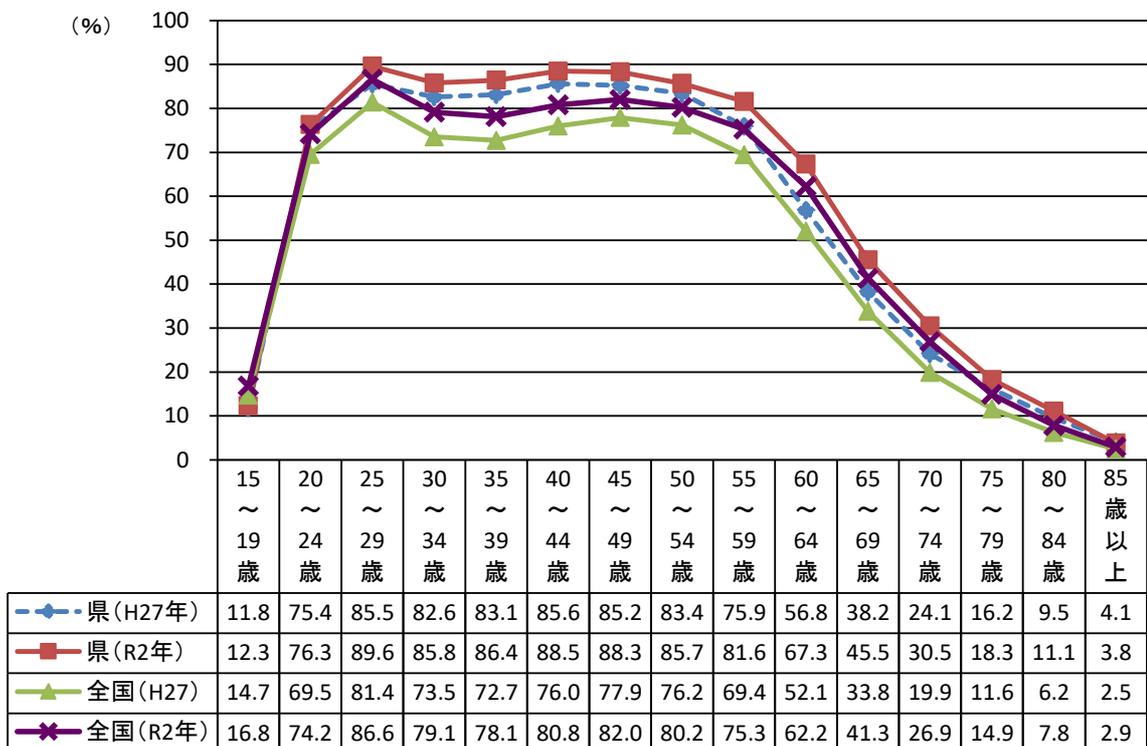
図A-5 年齢階級別労働力率



(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

図A-6 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

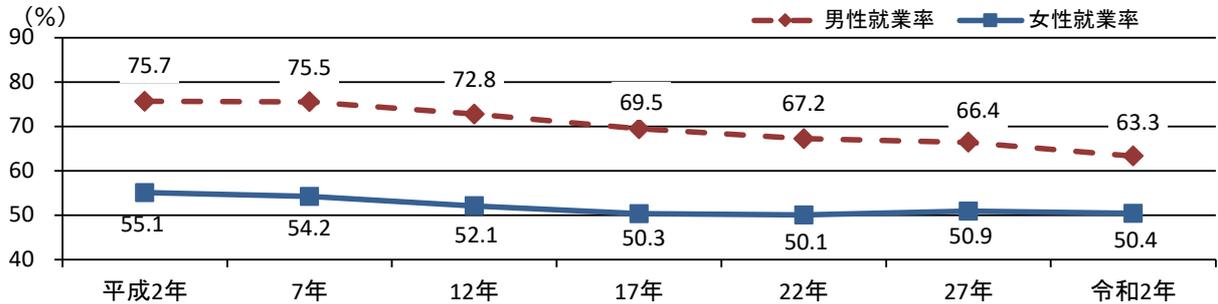


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

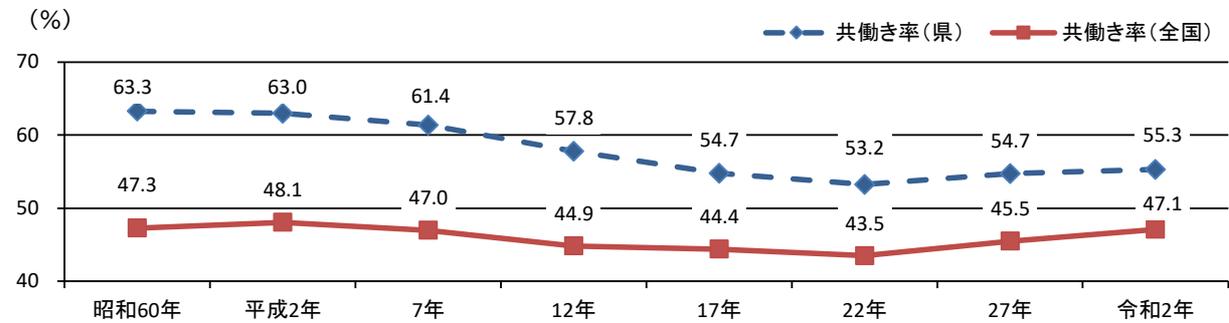
令和2年の本県の男性就業率は63.3%、女性就業率は50.4%で、平成27年と比べると男性は3.1ポイント低下し、女性は0.5ポイント低下したが、男女の就業率格差は縮まっている。

図A-7 男女別就業率の推移



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

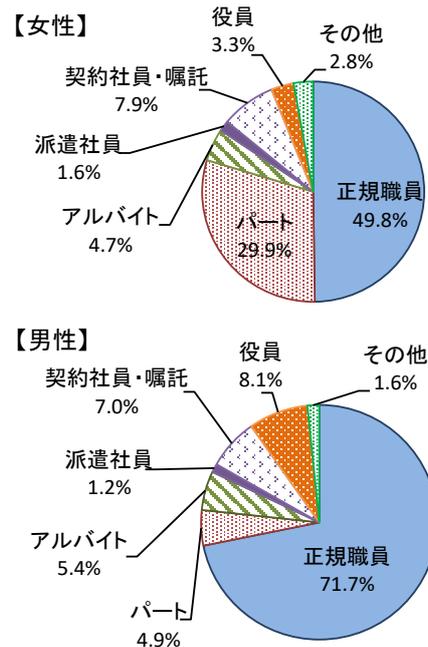
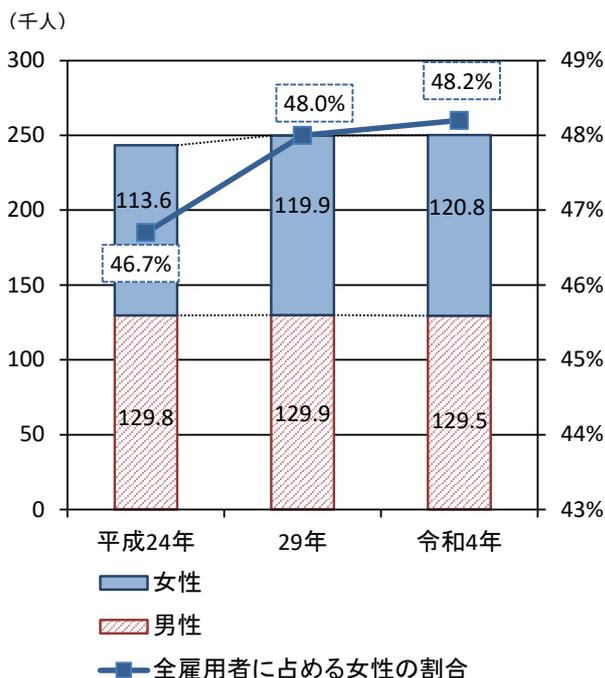


(注)夫婦とも就業者世帯割合=夫婦世帯数に占める夫妻ともに就業世帯数の割合。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和4年の雇用形態別雇用者数は、平成29年と比べて女性の正規職員が増加した。また、雇用者に占めるパート、契約社員・嘱託の割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



(注)小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある。

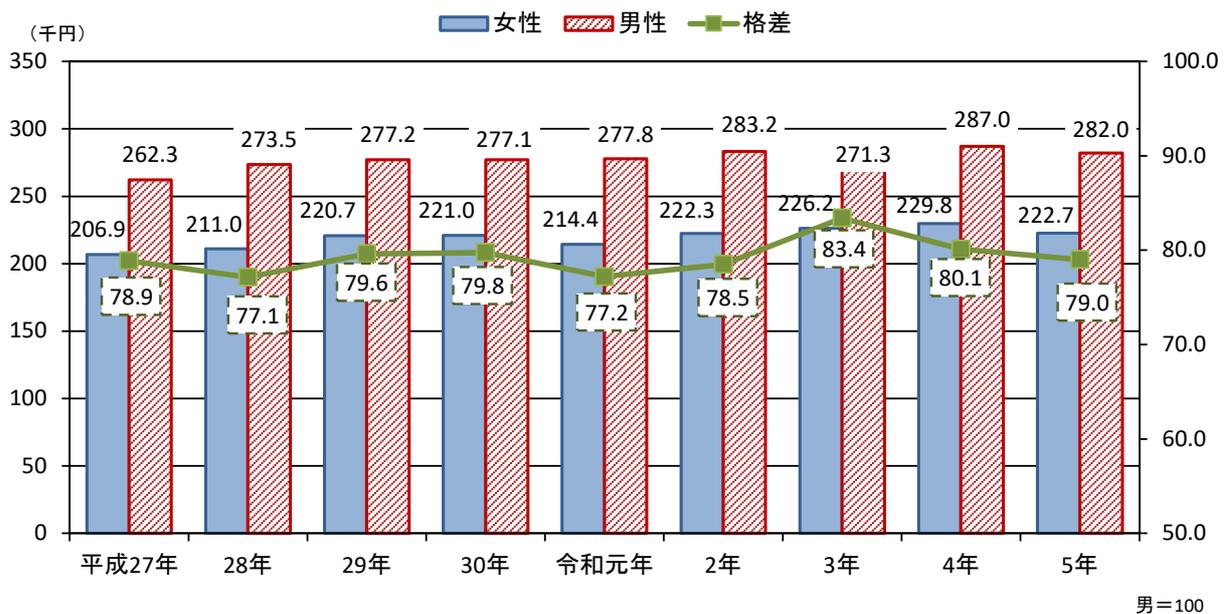
資料:総務省「就業構造基本調査」(令和4年)

令和5年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、前年と比べ男女とも減少した。男性を100とすると女性は79.0となり、前年と比べ格差は1.1ポイント拡大した。

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超過 実労働 時間数 (時)	きまって支給する		年間賞予 その他特別 給与額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
平成27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590
28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320
29年	女性	42.3	10.9	165	7	233.5	220.7	551.1	36,890
	男性	43.4	12.9	167	14	304.6	277.2	728.9	53,870
30年	女性	42.1	10.7	164	7	235.9	221.0	517.4	40,110
	男性	44.0	13.0	167	12	301.8	277.1	702.8	52,570
令和元年	女性	42.9	10.7	162	6	227.2	214.4	491.5	39,930
	男性	43.4	13.2	166	11	301.8	277.8	721.2	56,610
2年	女性	43.7	10.6	164	5	231.3	222.3	535.4	46,180
	男性	43.5	12.3	168	9	303.7	283.2	868.3	65,220
3年	女性	42.8	10.3	164	5	236.2	226.2	488.5	50,510
	男性	44.0	12.9	167	11	294.3	271.3	649.8	64,820
4年	女性	43.5	10.4	163	6	242.8	229.8	502.1	44,150
	男性	45.2	13.2	167	12	311.7	287.0	710.5	64,860
5年	女性	44.0	10.7	164	5	233.6	222.7	479.6	43,430
	男性	45.3	13.1	167	10	303.8	282.0	663.5	64,910

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者。  
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。



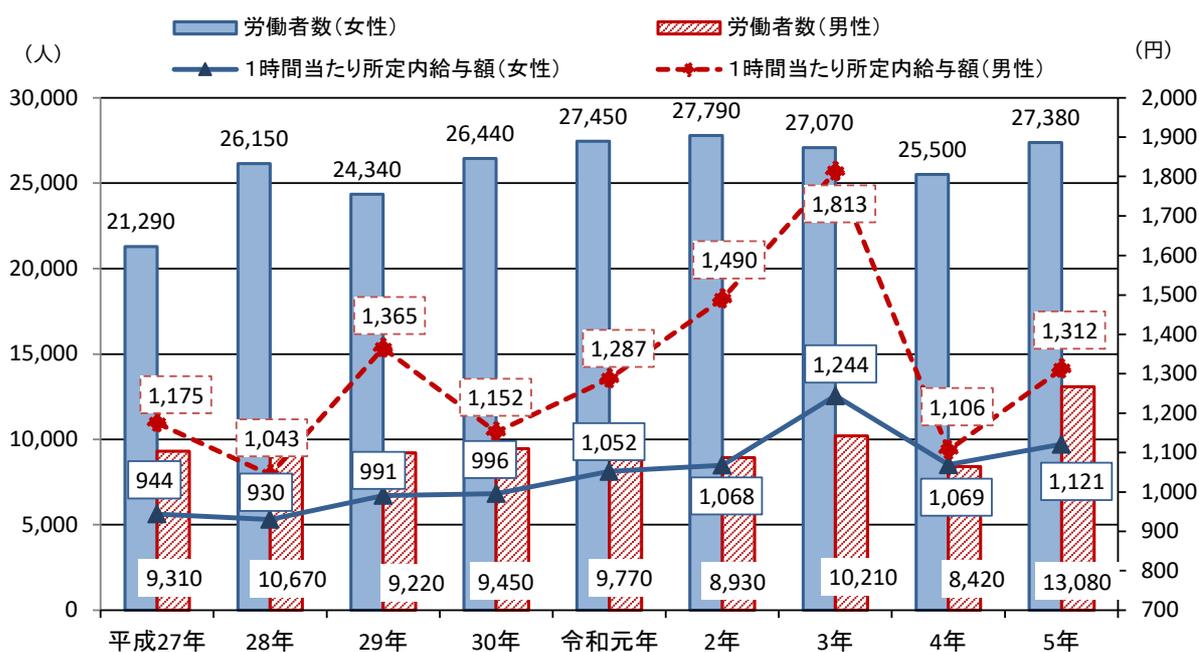
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

令和5年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ男性・女性とも増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は男性は1,312円、女性は1,121円となり、男女ともに前年を上回った。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
平成27年	女性	47.6	6.3	18.6	5.3	944	37.4	21,290
	男性	43.2	4.6	15.7	5.2	1,175	30.4	9,310
28年	女性	46.0	5.7	17.7	5.3	930	25.2	26,150
	男性	46.4	5.1	17.3	5.0	1,043	23.9	10,670
29年	女性	47.7	5.9	17.7	5.2	991	22.5	24,340
	男性	48.5	6.1	14.9	5.1	1,365	16.1	9,220
30年	女性	49.8	7.2	18.1	5.4	996	34.3	26,440
	男性	44.8	5.9	16.9	5.3	1,152	46.9	9,450
令和元年	女性	48.5	6.9	17.0	5.4	1,052	45.7	27,450
	男性	43.8	5.2	15.0	5.2	1,287	50.5	9,770
2年	女性	49.5	7.0	17.2	5.1	1,068	33.5	27,790
	男性	45.4	4.7	14.6	5.0	1,490	24.7	8,930
3年	女性	49.9	7.7	17.2	5.3	1,244	55.4	27,070
	男性	51.1	5.9	14.7	5.0	1,813	19.9	10,210
4年	女性	50.0	8.3	16.7	5.2	1,069	47.0	25,500
	男性	47.8	6.5	14.2	5.1	1,106	35.2	8,420
5年	女性	47.0	7.2	16.3	5.2	1,121	42.3	27,380
	男性	46.1	5.8	14.1	5.2	1,312	51.6	13,080

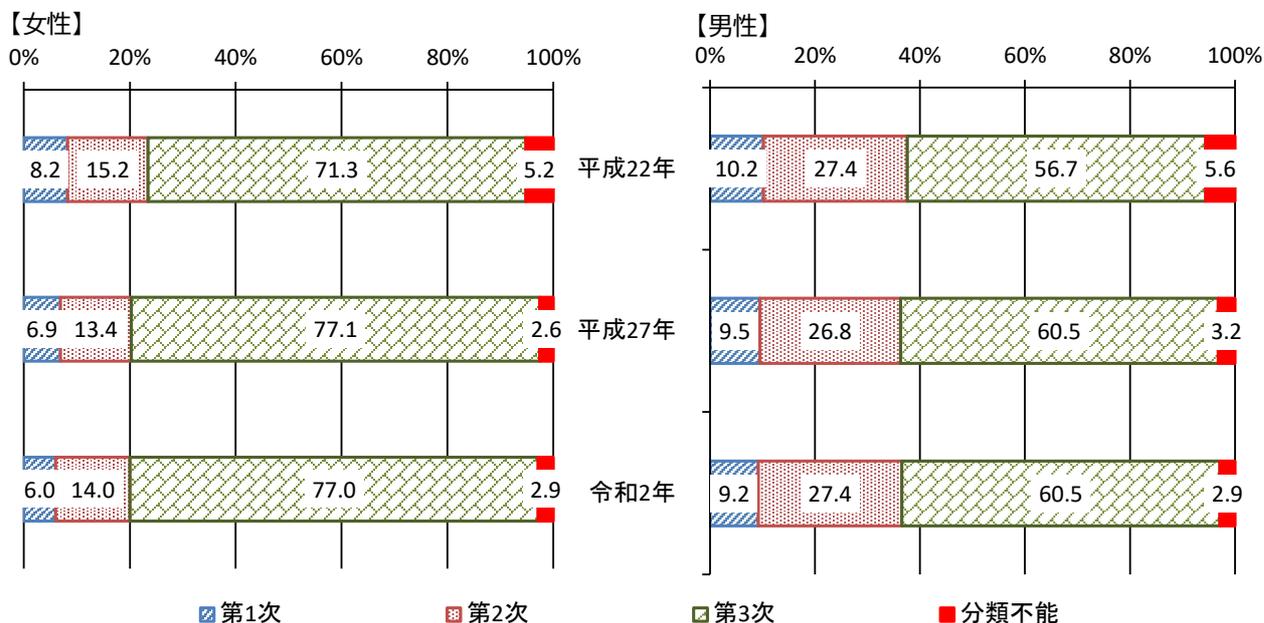
(注)令和元年調査までは1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法へ変更した。なお、平成27年から令和元年までの数値も令和2年調査と同じ調査方法で集計したもの。



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

令和2年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業の割合が減少した。第2次産業では、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数

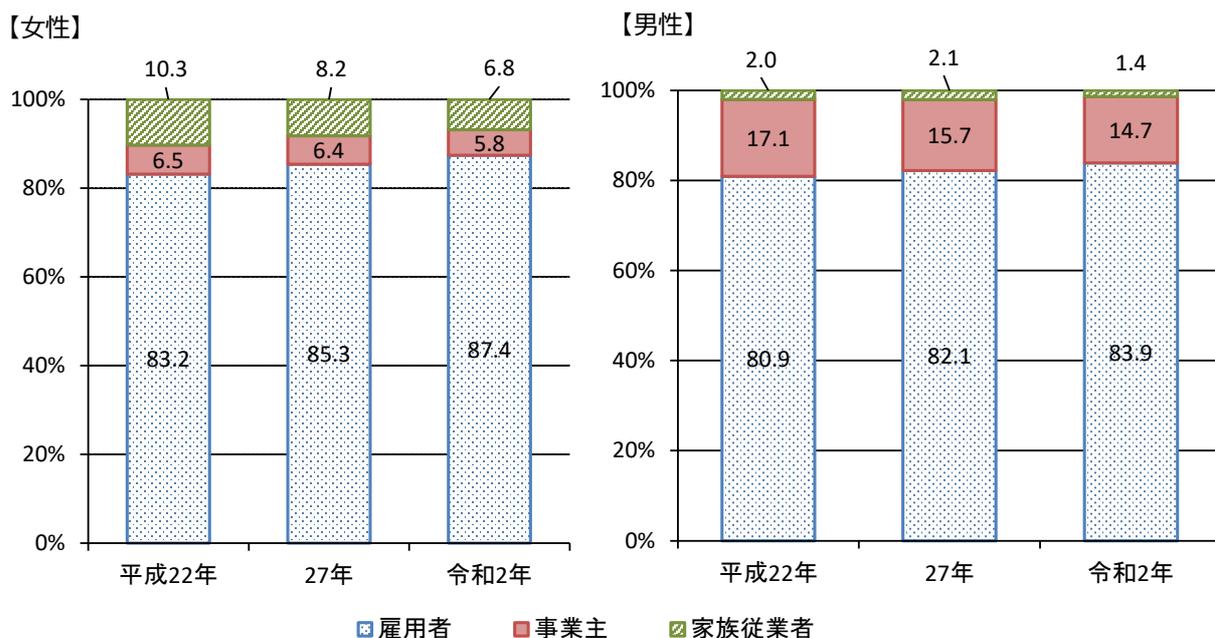


(注)第1次産業:農業、林業、漁業 第2次産業:鉱業、建設業、製造業。  
第3次産業:電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目。

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和2年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男女ともに平成27年と比べて雇用者の割合が増加し、家族従業者、事業主は男女ともに減少した。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移

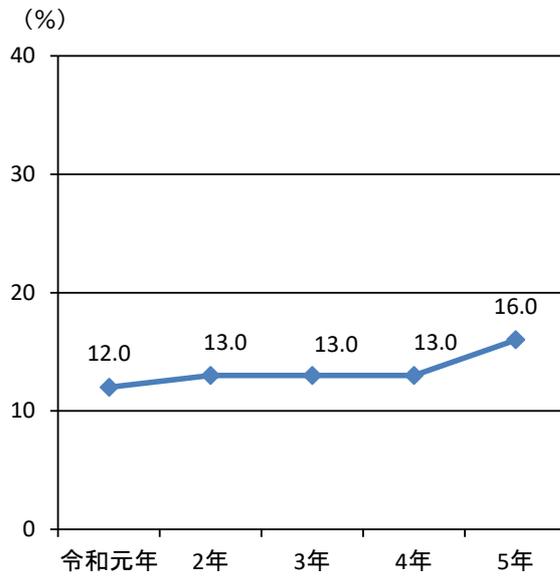


(注)家族従業者:農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族。  
事業主:家庭内職者を含む、雇用者:役員を含む。

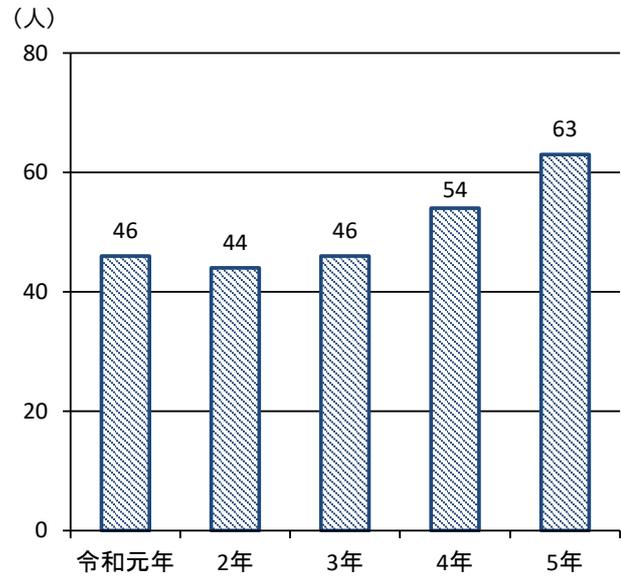
資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和5年の農業委員に占める女性の割合は16.0%である。女性認定農業者数は63人となり、前年より9人増加した。

図A-14 農業委員に占める女性の割合



図A-15 女性認定農業者数の推移



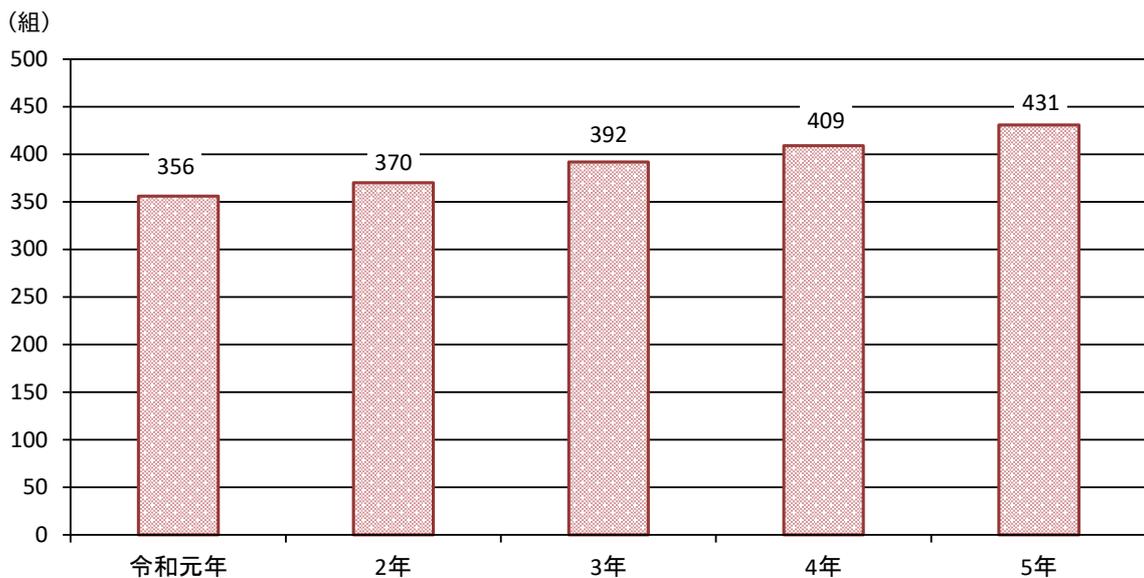
(注)平成28年度から選挙・選任性から公募制へと移行。

資料：鳥取県経営支援課調べ

資料：鳥取県経営支援課調べ

令和5年の家族経営協定締結農家数は431組で、前年より22組増加した。

図A-16 家族経営協定締結農家数

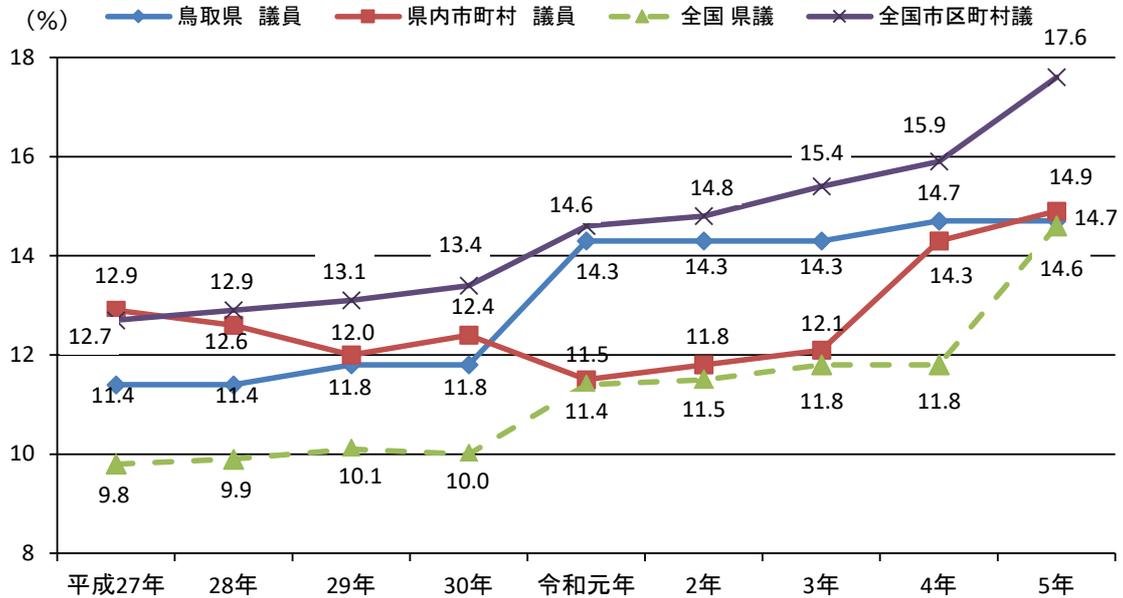


資料：鳥取県経営支援課調べ

## 【重点目標2】地域・社会活動における女性の活躍推進

令和5年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で14.7%、市町村議会で14.9%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移

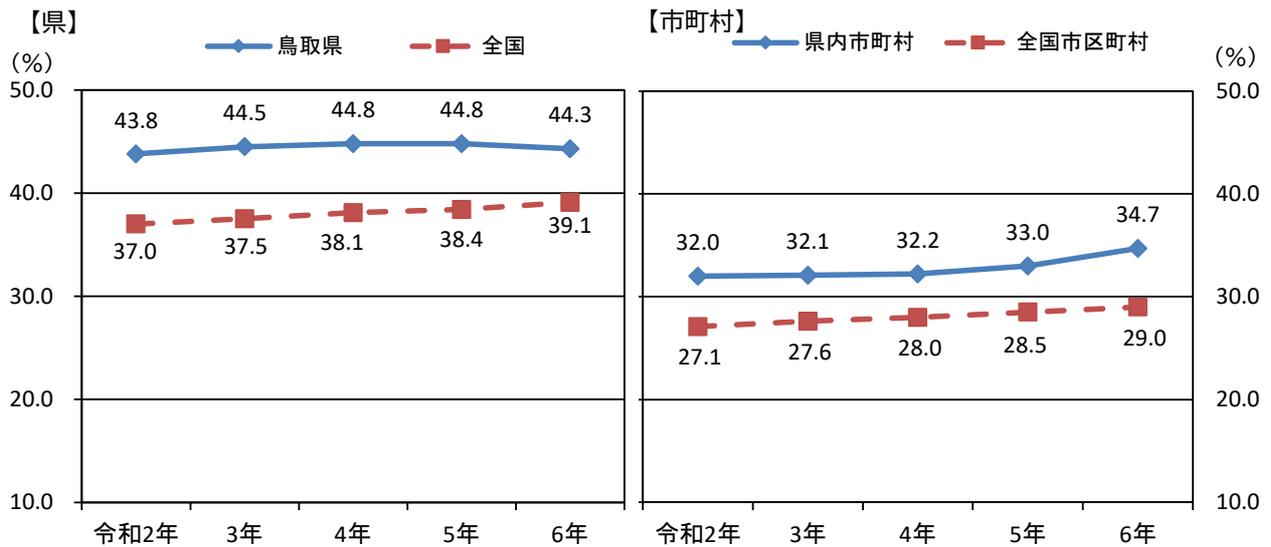


(注)各年12月31日時点。

資料:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和5年)

令和6年の本県の審議会等委員における女性の割合は、県が44.3%、市町村は34.7%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-18 審議会等委員における女性割合の推移



(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値。

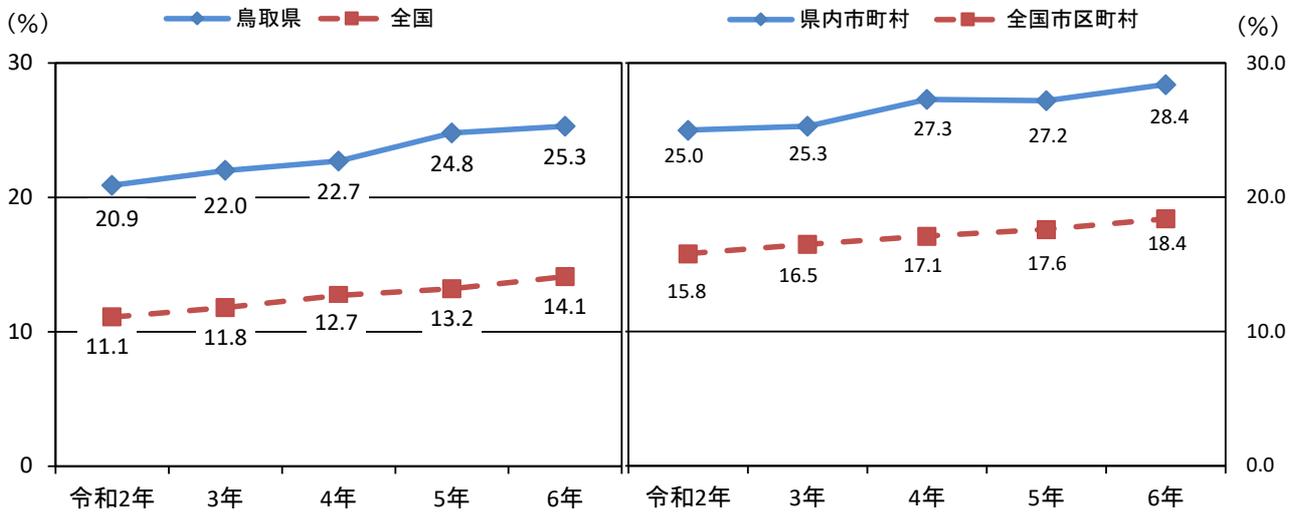
県内市町村、全国市区町村は地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域で設置された審議会等を含む)の数値。

※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和6年)

令和6年の本県の自治体管理職(課長相当職以上)における女性の割合は、県が25.3%、市町村は28.4%となり、県、市町村ともに全国1位となっている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移

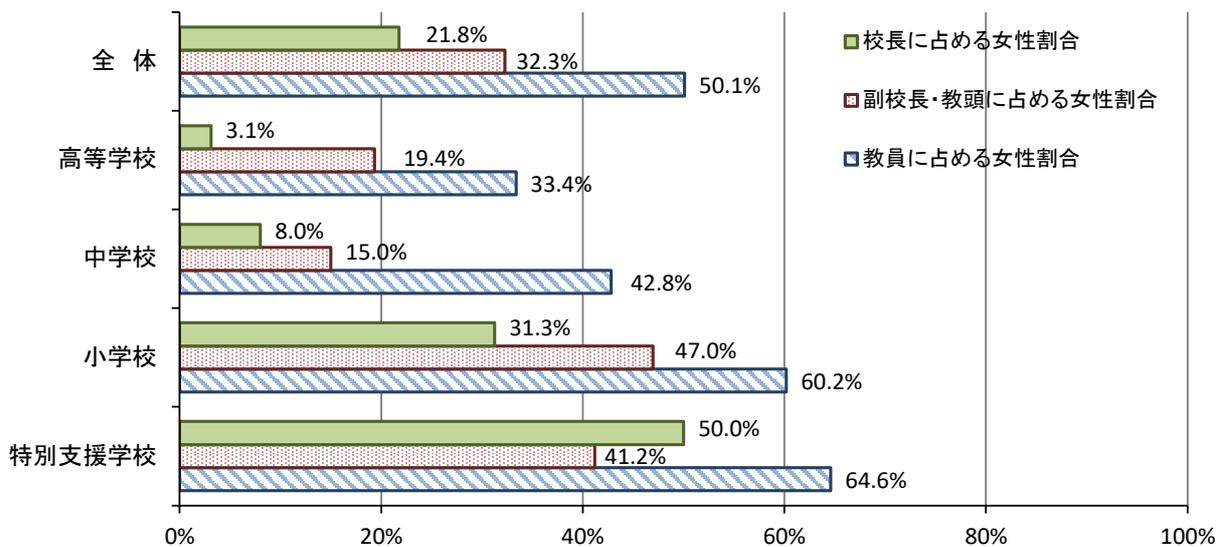


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。  
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和6年)

令和5年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち校長に占める女性割合は21.8%、副校長及び教頭に占める女性割合は32.3%と低くなっている。特に中学校・高等学校において女性割合が低くなっている。

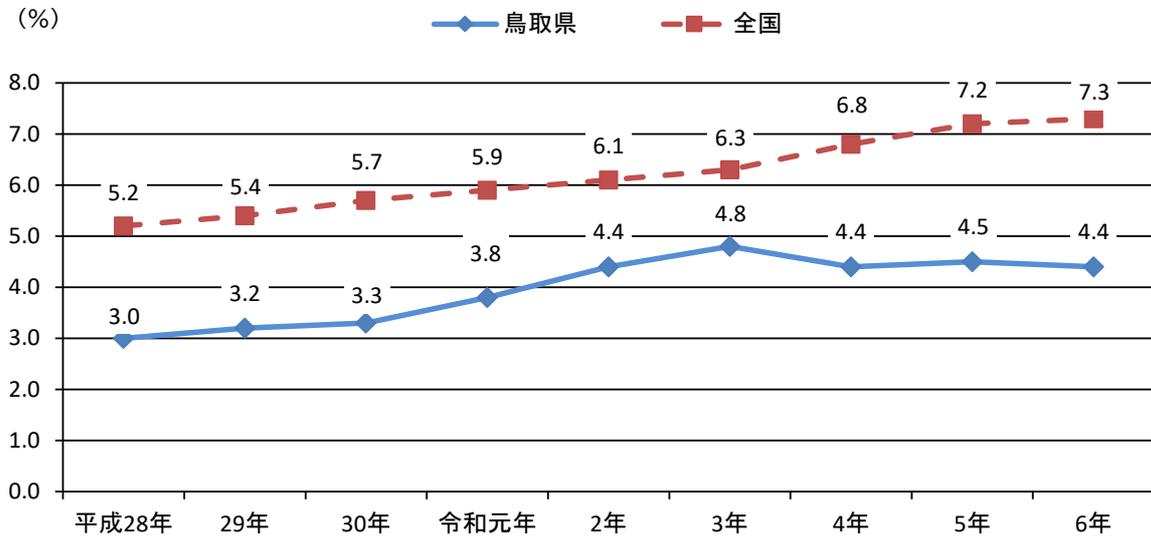
図A-20 教員における女性割合



資料:文部科学省「学校基本調査」(令和5年)

令和6年の本県の自治会長における女性割合は4.4%で、前年より0.1ポイント低下した。

図A-21 自治会長における女性割合

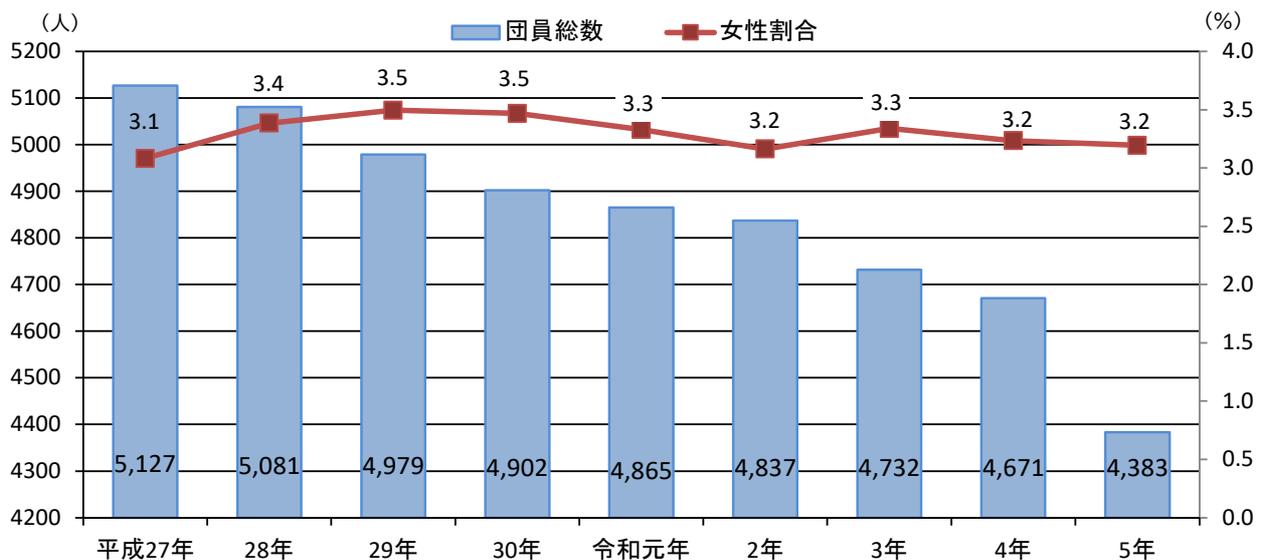


(注)調査時点は原則各年7月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和6年)

令和5年の本県の消防団員は前年より288人減少し、4,383人であった。そのうち、女性団員は140人で、団員における女性割合は前年と同じ3.2%であった。

図A-22 消防団員における女性割合



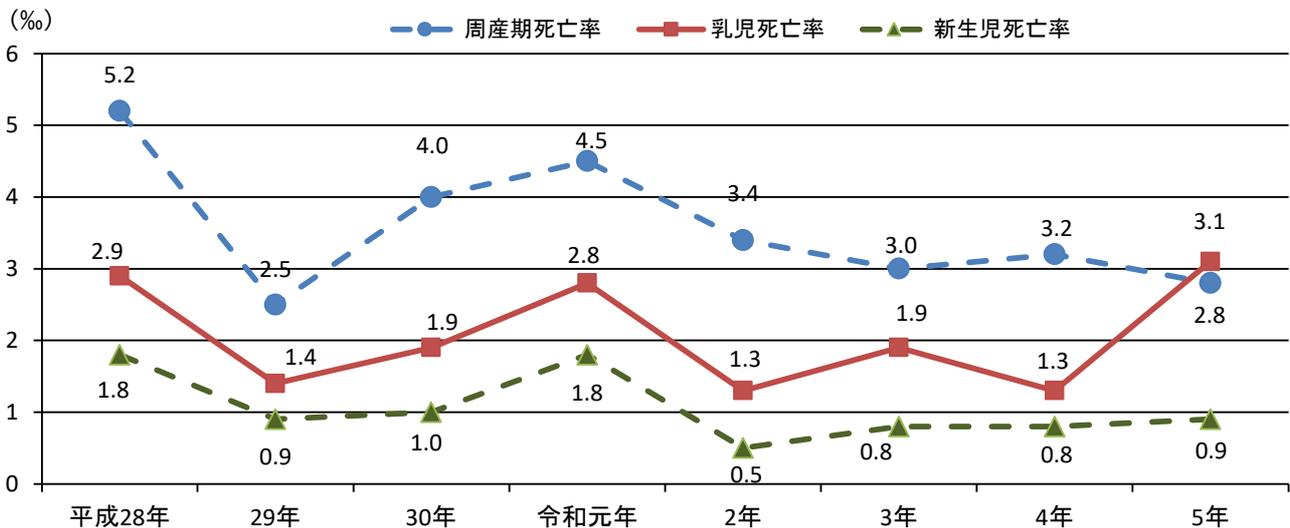
資料:鳥取県「消防防災年報」  
令和2年以降は鳥取県消防防災課調べ(各年4月1日時点)

## テーマB：安全・安心に暮らせる社会づくり

### 【重点目標3】生涯を通じた健康支援

令和5年の本県の周産期死亡率は2.8%で、前年より0.4ポイント低下したが、乳児死亡率は1.8ポイント上昇し、3.1%であった。

図B-1 母子保健関係指標の推移

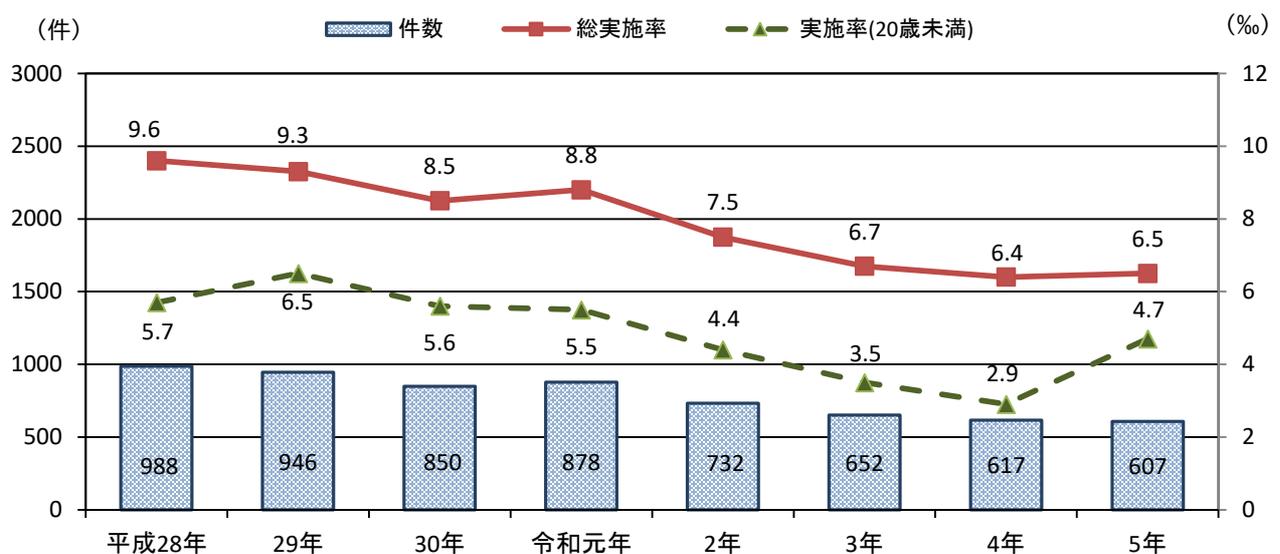


(注)「周産期死亡率」は、(妊娠満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡数)÷年間出生数+妊娠満22週以後の死産数×1000  
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

令和5年の本県の人工妊娠中絶件数は607件で、前年より10件減少したが、人工妊娠中絶実施率(総実施率・20歳未満実施率)は上昇した。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移

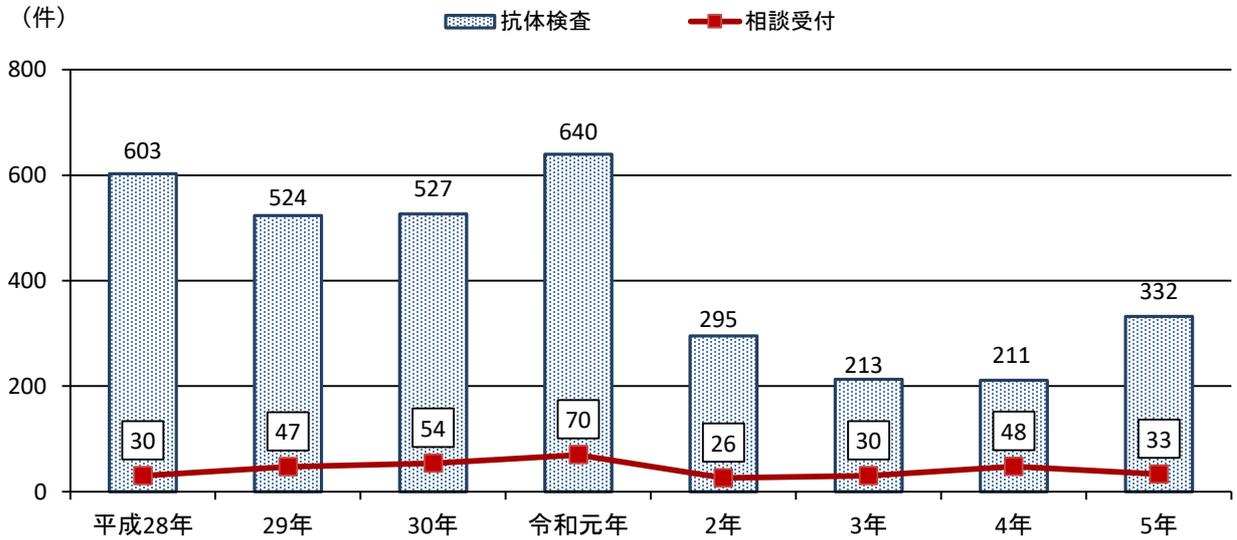


(注)「人工妊娠中絶総実施率」は、人工妊娠中絶件数(50歳以上除く)/15歳以上50歳未満女子人口×1000  
「20歳未満の人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶件数(15歳未満含む)/15歳以上20未満の女子人口×1000

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」(令和5年)

令和5年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査数は332件で、前年に比べ121件増加した。相談受付件数は前年に比べ15件減少し33件であった。

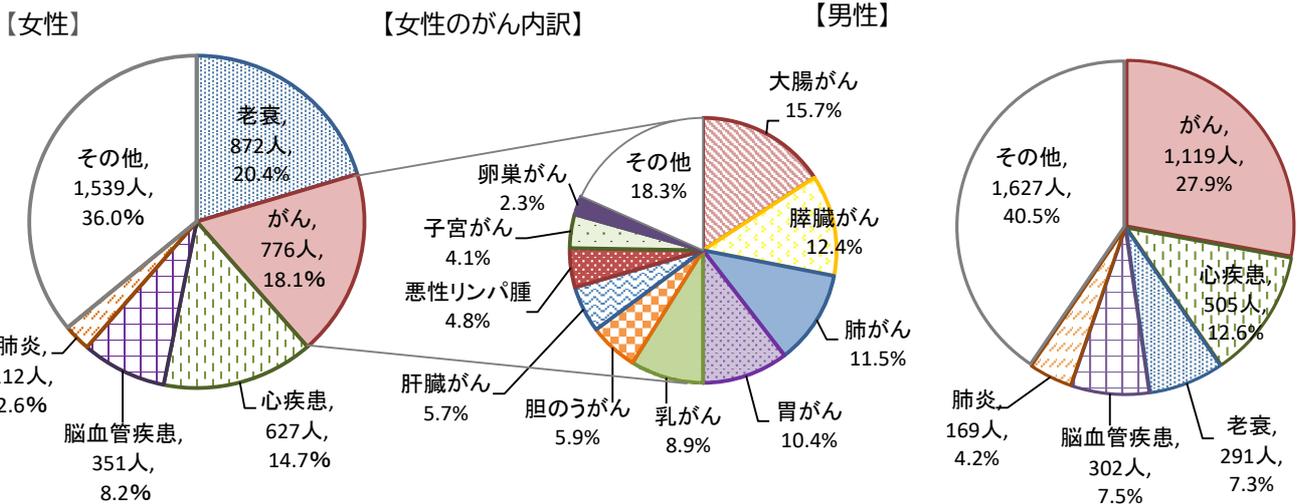
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(令和5年)

令和5年の本県における死亡原因順位の第1位はがんである。総死亡数に占めるがんの割合は男性は27.9%、女性は18.1%であった。そのうち、乳がん、子宮がんといった女性特有のがんによる割合は15.3%を占めている。

図B-4 死亡原因の内訳



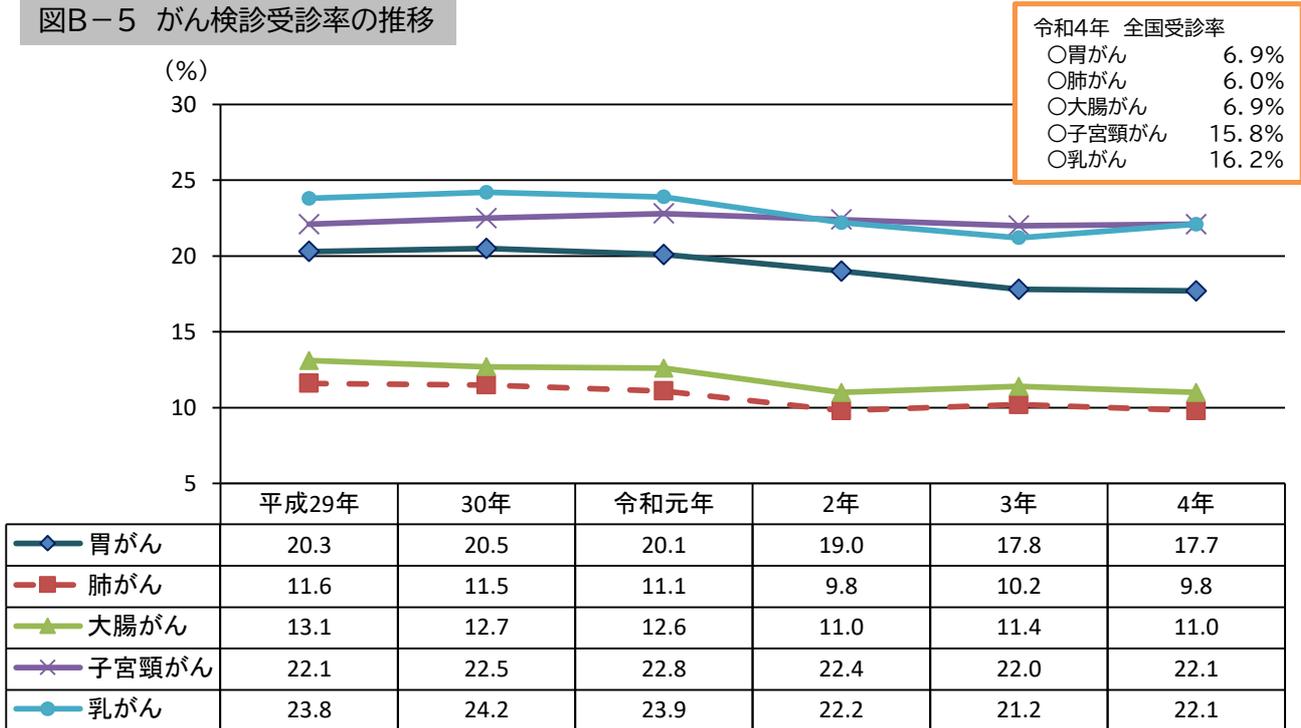
(注)大腸がん：結腸、直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物。  
肺がん：気管、気管支及び肺の悪性新生物。  
肝臓がん：肝及び肝内胆管の悪性新生物。  
胆のうがん：胆のう及びその他の胆道の悪性新生物。

(注)小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%にならないことがある。

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

令和4年の本県のがん検診受診率は、全国を受診率を上回っているものの、胃がん・肺がん・大腸がんの検診受診率は前年に比べ低下した。

図B-5 がん検診受診率の推移



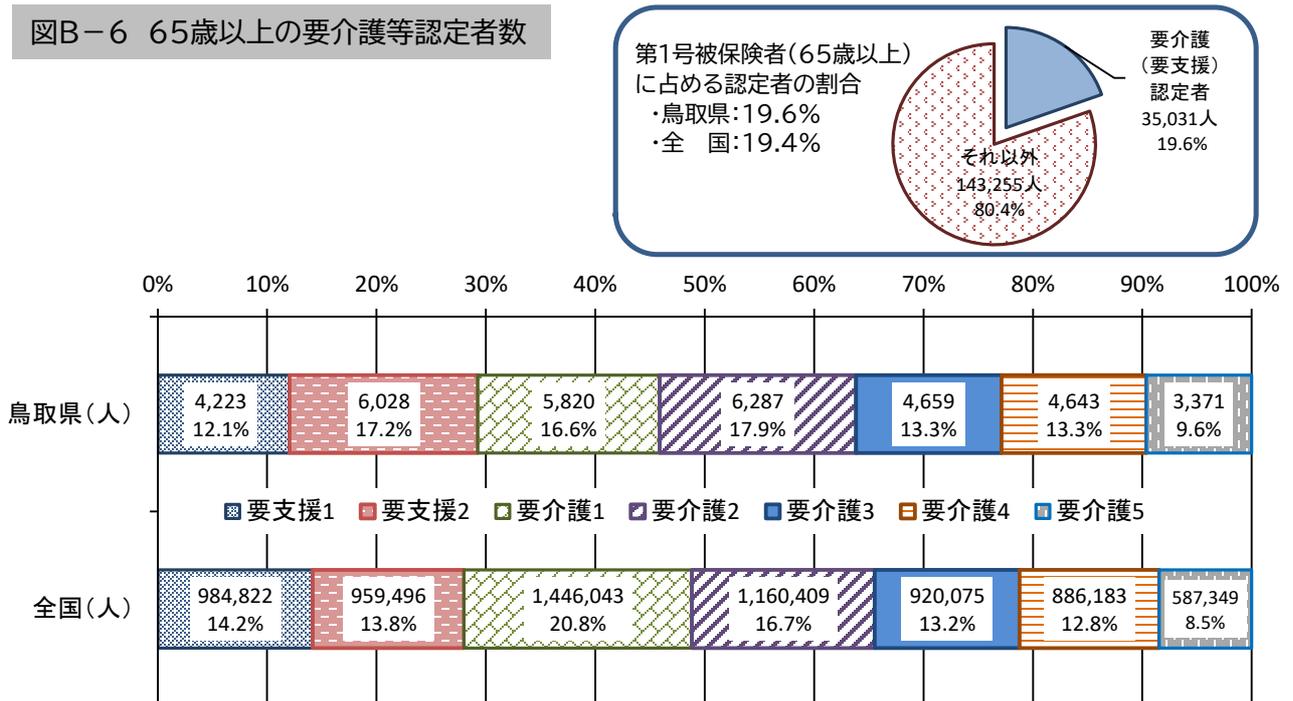
注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和4年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

令和4年の調査によると、県内の65歳以上で要介護(要支援)の認定者は35,031人となり、第1号被保険者(65歳以上)に占める認定者の19.6%となっている。また、認定者を介護状態区別に見ると軽度(要支援1~要介護2)の認定者は22,358人で全体の63.8%を占めている。

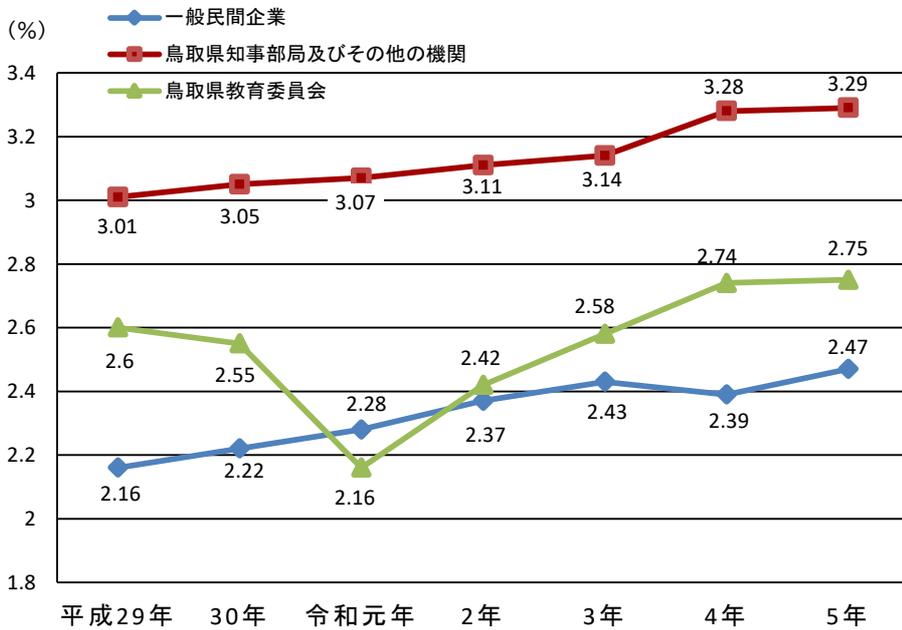
図B-6 65歳以上の要介護等認定者数



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(令和4年)

令和5年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.47%で、前年より0.08%上昇した。また、県機関においても近年上昇を続けている。

図B-7 障がい者雇用率の推移



法定雇用率	専業主区分		
	一般民間企業	国、地方公共団体等	都道府県等の教育委員会
～H29年度	2.0%	2.3%	2.2%
H30年度～	2.2%	2.5%	2.4%
R3年3月～	2.3%	2.6%	2.5%
R6年4月～	2.5%	2.8%	2.7%
R8年7月～	2.7%	3.0%	2.9%

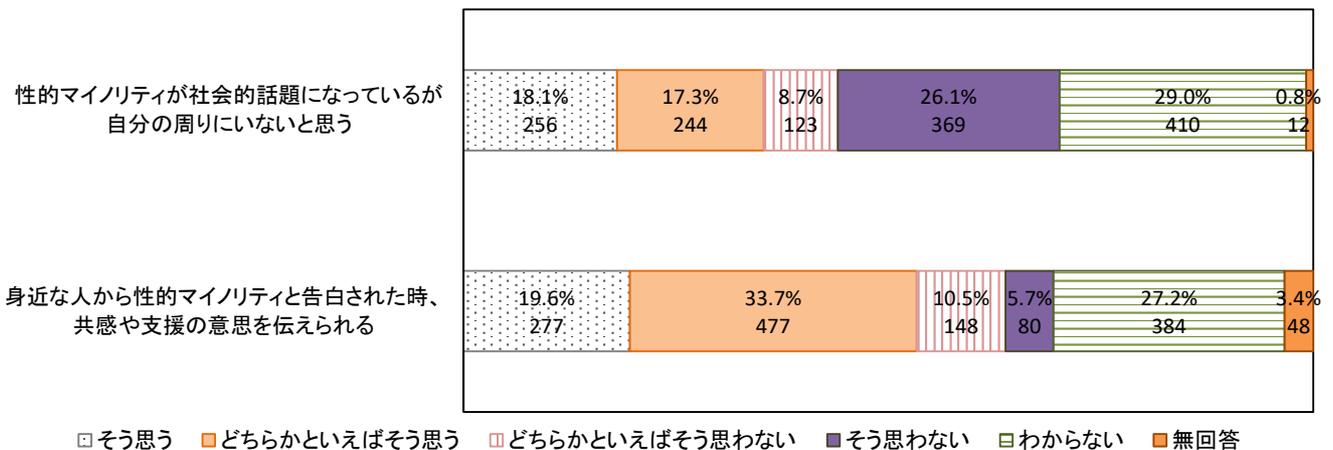
※法定雇用率：平成30年4月1日改正  
令和 3年3月1日改正  
令和 6年4月1日改正

(注)「鳥取県知事部局及びその他の機関」の数値は知事部局、病院局、警察本部の数値を合算したものの。また、鳥取県企業局に勤務する職員を鳥取県知事部局に勤務する職員とみなすものとする特例認定を厚生労働大臣より受けたものを含む。調査時点は各年6月1日時点。

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(令和5年)

令和2年の調査結果では「性的マイノリティが自分の周りにいないと思う」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は35.4%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が34.8%であった。また、「身近な人から告白(カミングアウト)された際に共感や支援の意思を伝えられるか」については53.3%が「できる」「どちらかといえばできる」と回答した。

図B-8 性的マイノリティへの認知と理解

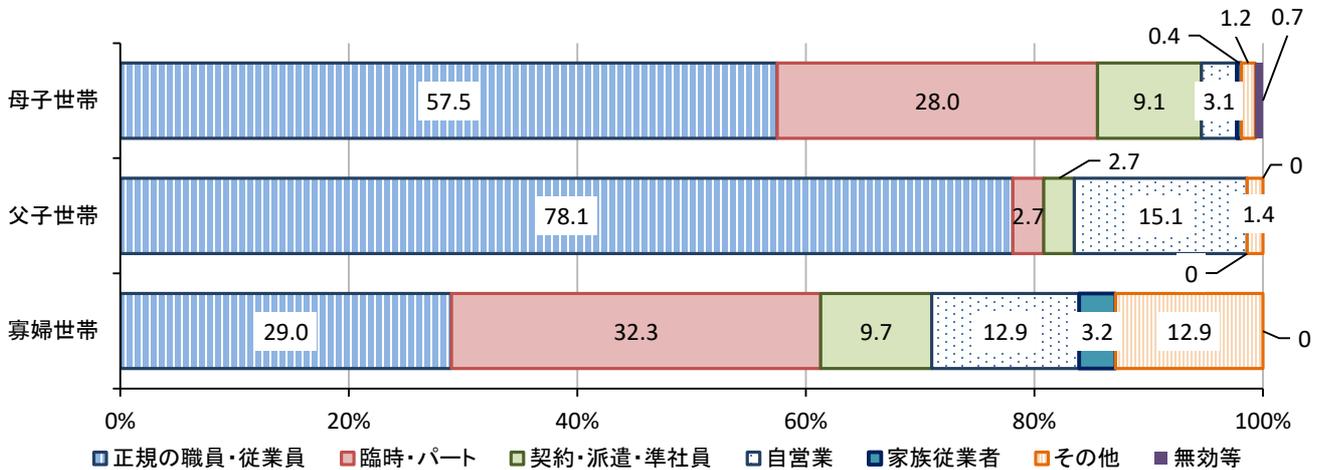


(注)調査対象：鳥取県内在住の16歳以上の者。回収率：47.4%(1,414/2,984(人))

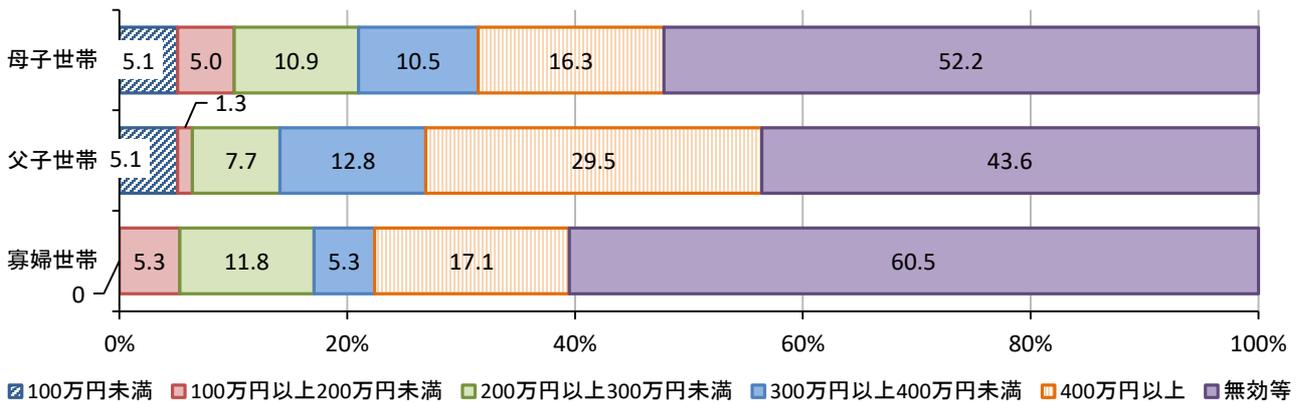
資料：鳥取県「人権意識調査」(令和2年)

令和5年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が母子世帯で28.0%、寡婦世帯で32.3%である一方、父子世帯の78.1%が正規の職員・従業員であった。また、年間総収入が200万円未満の世帯の割合は、母子世帯で10.0%、父子世帯で6.4%、寡婦世帯では5.3%となっている。

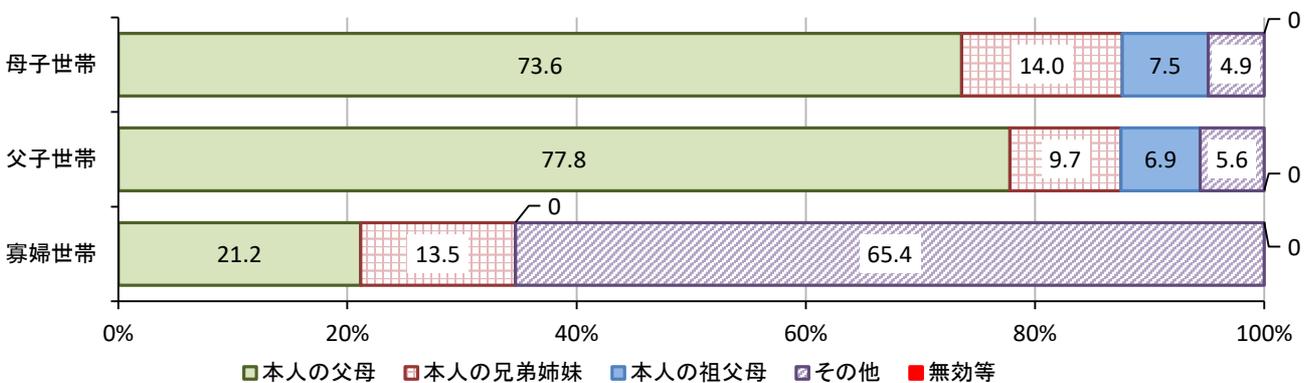
図B-9 ひとり親世帯の就業状況



図B-10 ひとり親世帯の年間収入



図B-11 ひとり親世帯の世帯構成



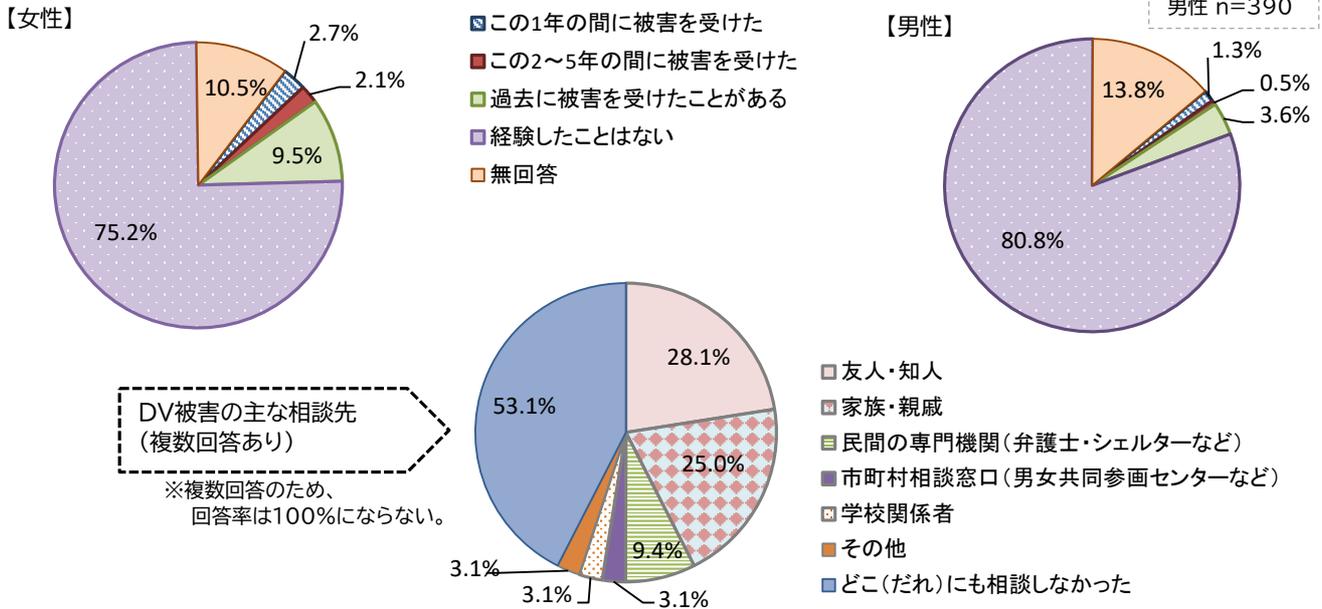
(注)複数回答のものや、小数点以下第二位を四捨五入してあることから、合計が100%に一致しないことがある。

資料：鳥取県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

## 【重点目標5】あらゆる暴力の根絶

令和6年の意識調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の20人に1人、男性の55人に1人がこの5年の間にDV被害を経験している。また、この5年の間に被害を受けた人の5割がどこにも相談していない。

図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

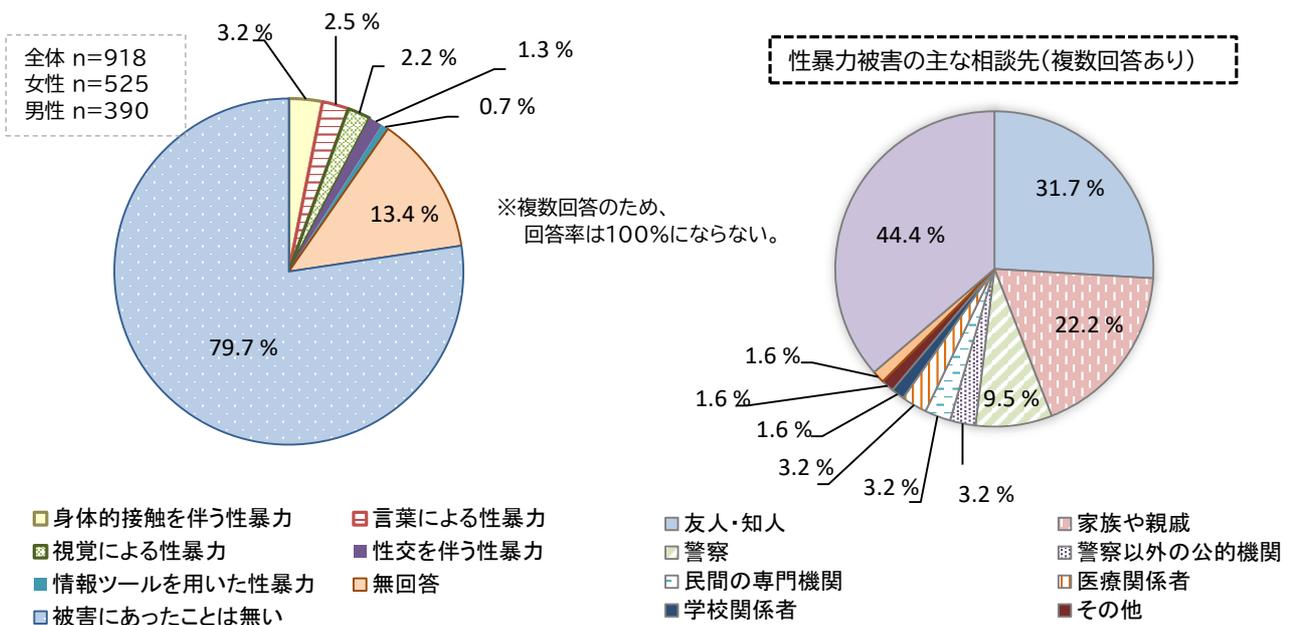


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和6年の意識調査によると、性暴力(同意のない・対等でない・強要された性的行為)を受けたことがあると回答した人のうち、約4割以上がどこ(だれ)にも相談しなかったと答えている。

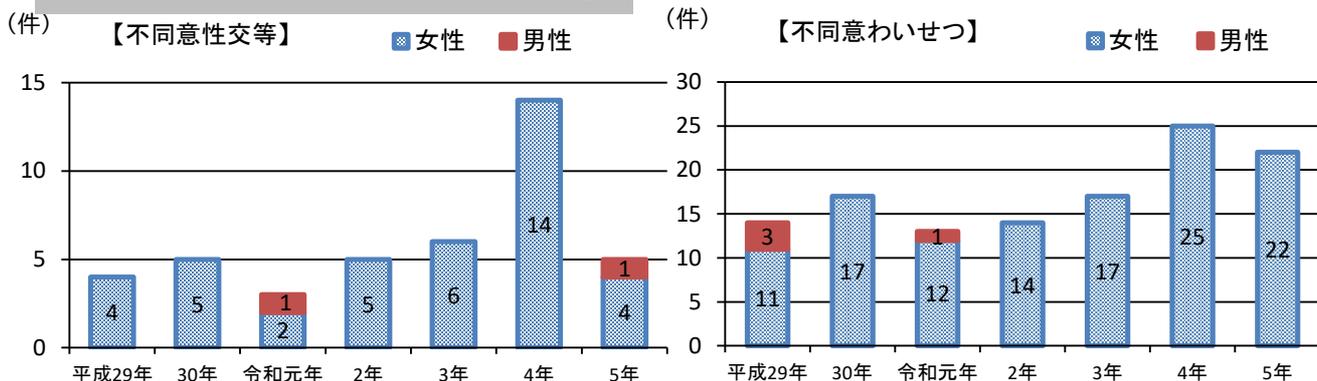
図B-13 性暴力の被害経験



資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和5年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、不同意性交等は5件、不同意わいせつは22件であり、いずれも減少した。

図B-14 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

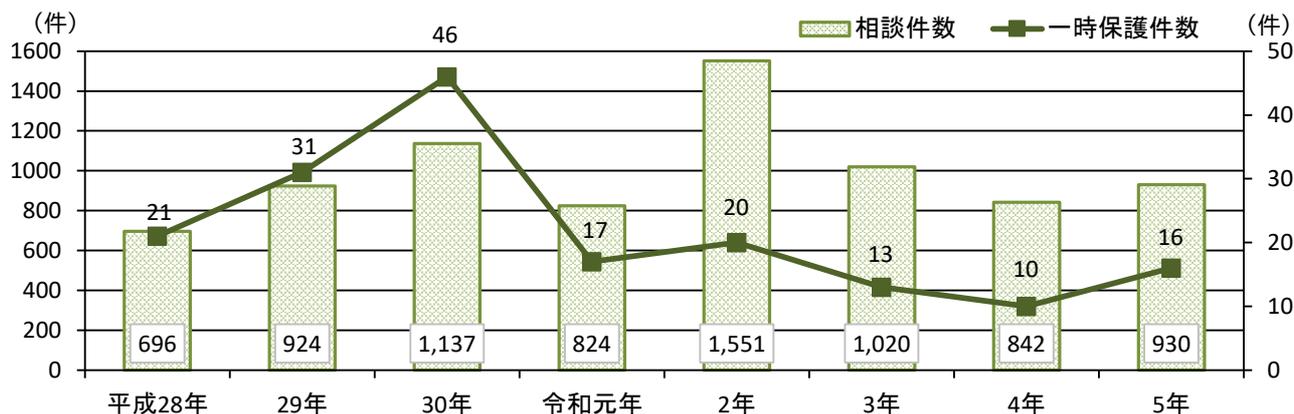


(注)改正刑法により、強姦性交等の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦性交等」を「不同意性交等」に変更した。

資料:鳥取県警察本部「犯罪統計書」(令和5年)

令和5年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は、前年より88件増加し、930件であった。また、DVを主訴とする一時保護数は前年より6件増加し、16件であった。

図B-15 DV相談件数、一時保護数の推移



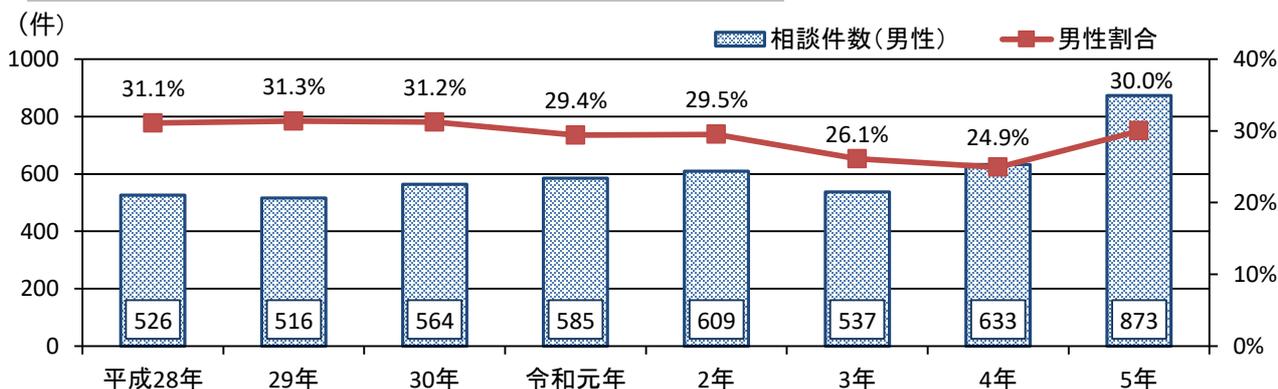
(注)DV相談件数:女性相談支援センター(旧婦人相談所)、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員(旧婦人相談員)設置市において取扱った件数。「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2~暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2のみ特定定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む。

一時保護件数:当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

資料:鳥取県家庭支援課調べ

令和5年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は873件で、総相談件数の30.0%を占めている。

図B-16 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



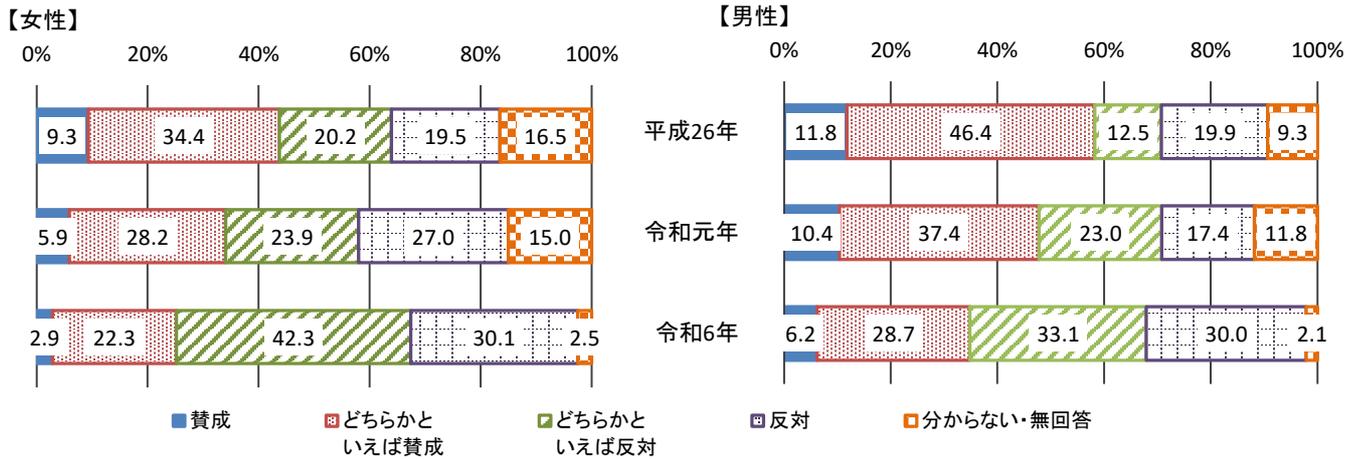
資料:鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)調べ

# テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

## 【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

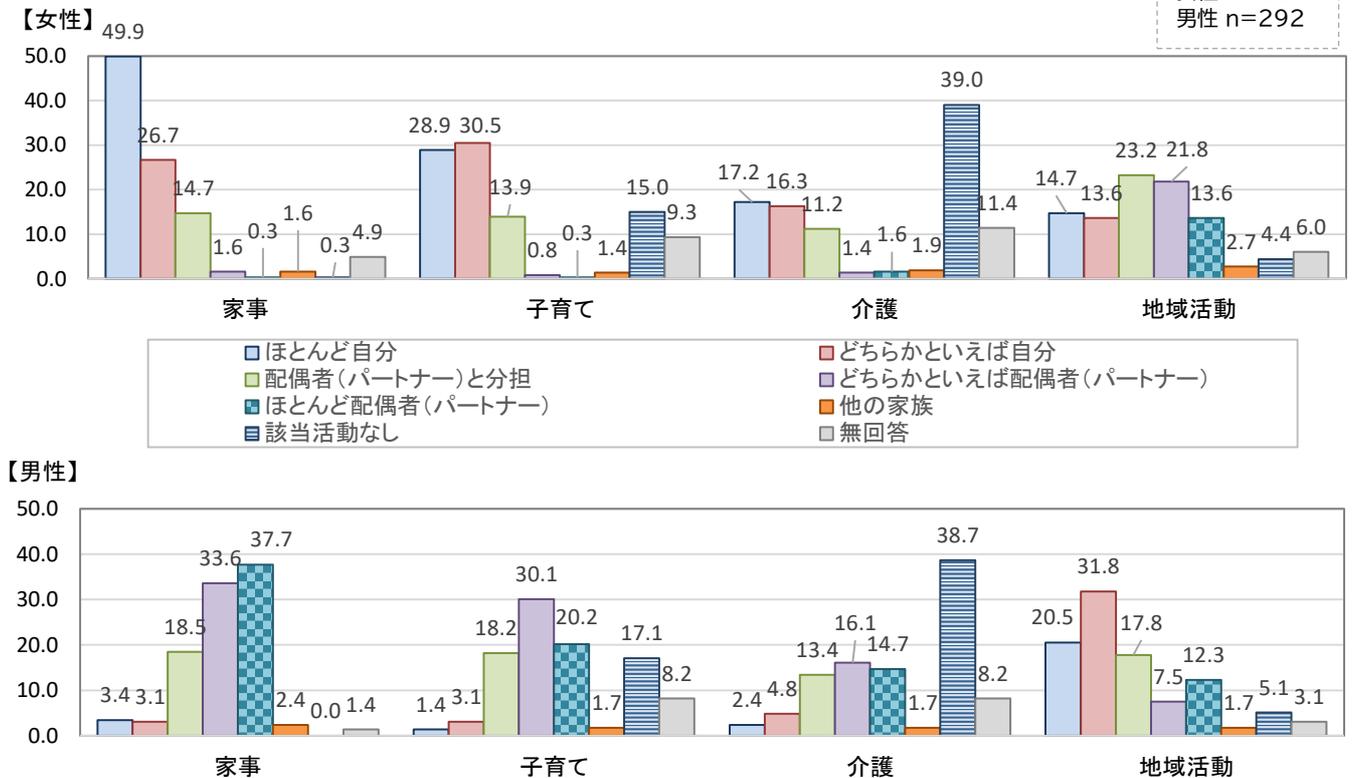
令和6年の意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方については、前回調査より反対する人の割合が上昇している。また家庭生活における役割分担については、「地域活動」を除き大半を女性が担っている。

図C-1 「男性は外で働き女性は家庭を守る」という考え方について



図C-2 家庭生活における役割分担について

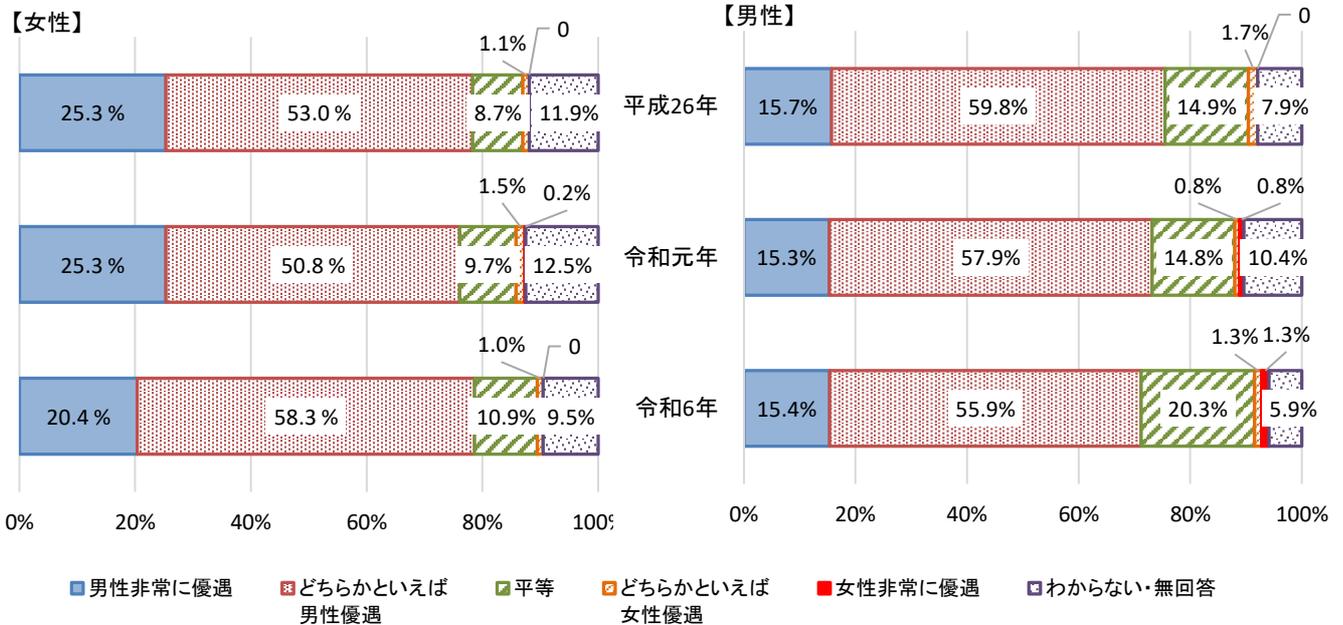
女性 n=367  
男性 n=292



資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和6年の意識調査によると、社会通念・慣習などにおける男女平等意識について、7割以上の方が男性が優遇されていると感じている。

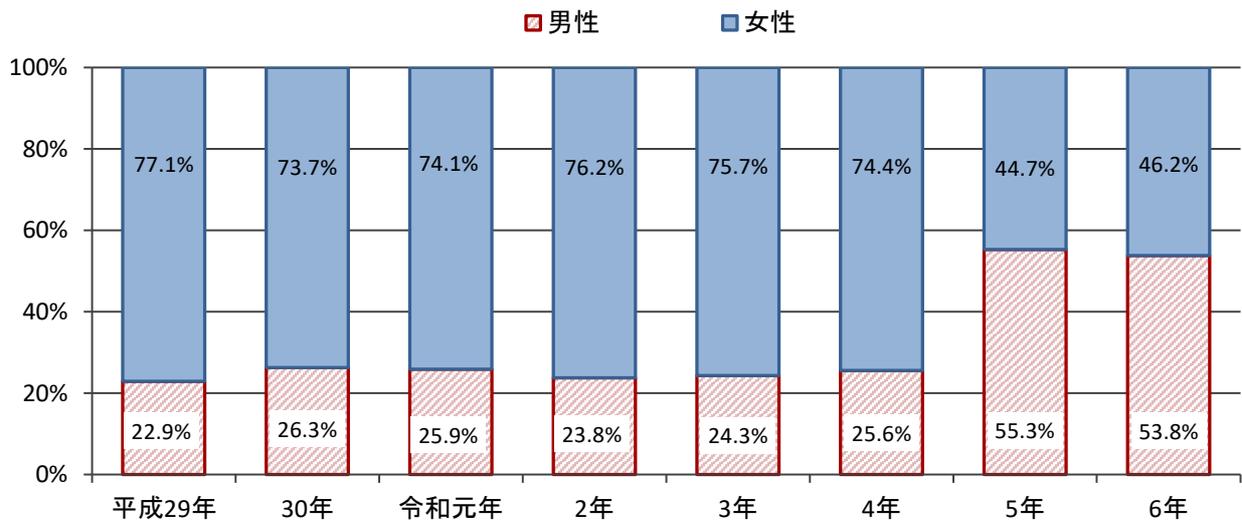
図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感



(注)小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しないことがある。 資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和5年の本県の子ども会役員における男性の割合は53.8%となり、前年と比べ1.5ポイント減少した。

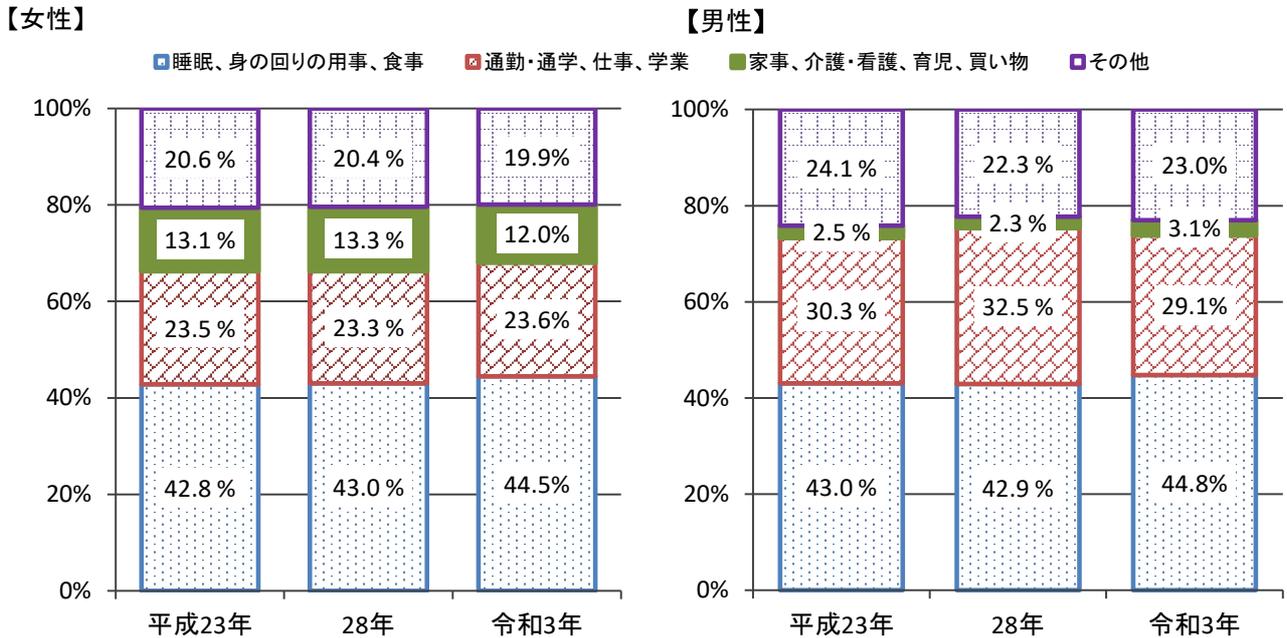
図C-4 子ども会役員における男性の割合



(注)各年4月1日時点。令和3年までは役員(「会長」・「副会長」)の数値、令和4年からは役員のうち、「副会長」を除いた数値。(但し子ども会連合会の副会長は含む) 資料：鳥取県女性応援課調べ

令和3年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が45分で平成28年に比べ12分増加し、女性は20分減少し2時間52分となった。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間

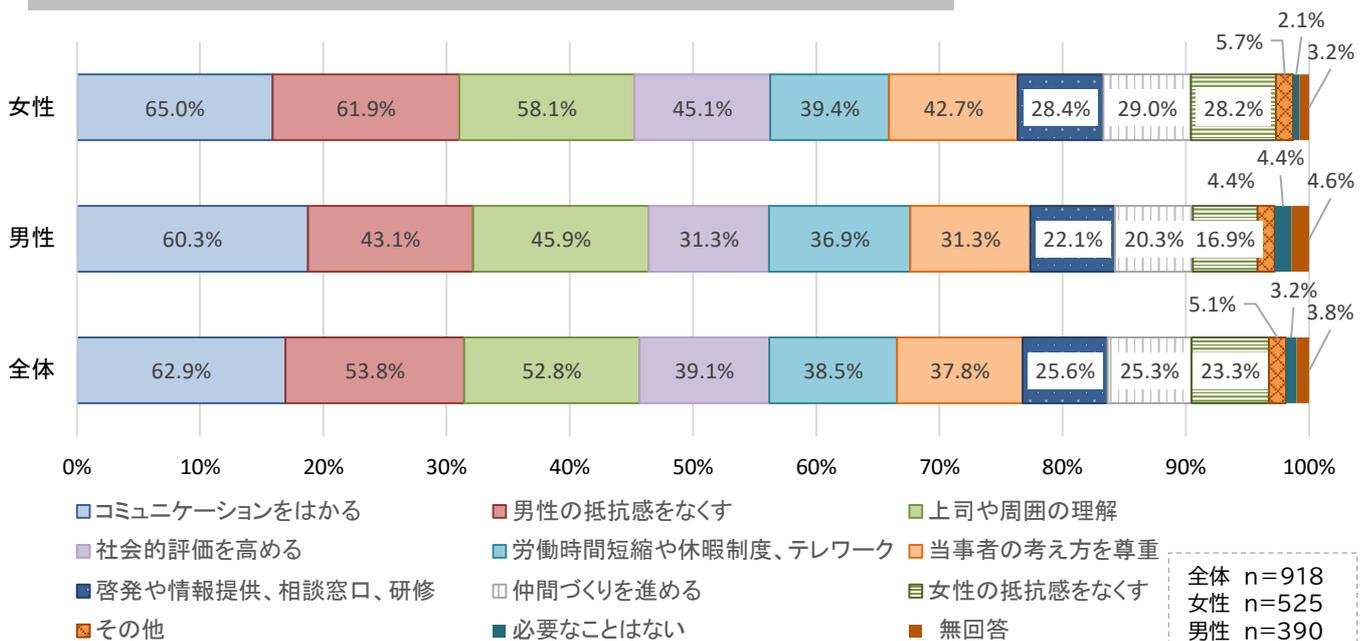


(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人で、家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。(総平均時間の合計:1,439分)  
 生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動)  
 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

令和6年の意識調査によると、男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なことについて、「コミュニケーションをはかる」ことが最も高く、次いで「男性の抵抗感をなくす」、「上司や周囲の理解」の順となっており、男女とも同様の傾向となった。

図C-6 男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なこと



※複数回答のため100%にならない。

資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

全体 n=918  
 女性 n=525  
 男性 n=390



鳥取県男女共同参画白書  
～令和5年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（資料編）～  
令和7年3月

発行／鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jyosei-ouen/>

（以下QRコードからも女性応援課のホームページへアクセスできます。）

